

# 官報

## 号外

昭和二十六年十一月二十九日

### ○第十二回参議院會議録第二十五号

昭和二十六年十一月二十九日(大曜日)  
午前十時四十分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十六年十一月二十九日

午前十時開議

- 第一 無着農家解消に関する決議案(北村一男君外十九名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 第二 水産資源保護法案(衆議院提出)(委員長報告)
- 第三 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第五 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第七 検察官の俸給等に関する法律

律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第九 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一〇 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第一一 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一二 戦犯者釈放に関する請願(四件)(委員長報告)

第一三 戦犯者の減刑に関する請願(委員長報告)

第一四 北海道千歳町に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)

第一五 満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願(五件)(委員長報告)

第一六 中小企業の融資対策に関する請願(委員長報告)

第一七 国民金融公庫法中一部改正に関する請願(委員長報告)

第一八 社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願(委員長報告)

第一九 水あめの物品税撤廃に関する請願(委員長報告)

第二〇 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(委員長報告)

第二一 ルース台風によるり災者の国税減免の請願(委員長報告)

第二二 揮発油税軽減に関する請願(二十三件)(委員長報告)

第二三 たばこ小売の利益率引上げに関する請願(九件)(委員長報告)

第二四 粗製しよう脳およびしよう脳原油の收納価格引上げに関する請願(委員長報告)

第二五 教育財政確立等に関する請願(委員長報告)

第二六 義務教育費国庫負担制度確立に関する請願(委員長報告)

第二七 六・三制教育施設整備費国庫補助額等に関する請願(七件)(委員長報告)

第二八 六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願(二件)(委員長報告)

第二九 六・三制教育施設整備費に関する請願(委員長報告)

第三〇 六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第三一 六・三制学校建築費国庫補助に関する請願(委員長報告)

第三二 六・三制校舎整備費国庫補助に関する請願(委員長報告)

第三三 小学校舎増改築費国庫補助等に関する請願(委員長報告)

第三四 六・三制学校教育堅持に関する請願(委員長報告)

第三五 六・三制教育確立に関する請願(二件)(委員長報告)

第三六 六・三制教育確立等に関する請願(委員長報告)

第三七 六・三制教育確立促進等に関する請願(委員長報告)

第三八 教職員の行政整理等に関する請願(二件)(委員長報告)

第三九 教職員の行政整理に関する請願(二件)(委員長報告)

第四〇 小中学校教職員の行政整理反対に関する請願(委員長報告)

第四一 教職員の定員確保に関する請願(委員長報告)

第四二 教職員の行政整理反対等に関する請願(委員長報告)

第四三 公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願(四件)(委員長報告)

第四四 学校給食廃止反対に関する請願(委員長報告)

第四五 学校給食法制定に関する請願(委員長報告)

第四六 学校給食法制定等に関する請願(委員長報告)

第四七 学校給食継続実施に関する請願(七件)(委員長報告)

第四八 寒冷地帯の学校屋内運動場建設費に関する請願(委員長報告)

第四九 寒冷地帯の中学校屋内運動場建設費に関する請願(三件)(委員長報告)

第五〇 小学校老朽校舎改築費国庫負担に関する請願(委員長報告)

第五一 九州大学農学部農薬工学科に干拓工学講座設置の請願(委員長報告)

第五二 富山大学文理学部経済学科の学部昇格に関する請願(二件)(委員長報告)

第五三 静岡大学工学部に電子工学科新設の請願(委員長報告)

第五四 上田城跡の国宝編入に関する請願(委員長報告)

第五五 宮廷雅楽保存育成に関する請願(委員長報告)

第五六 私立学校振興助成に関する請願(二件)(委員長報告)

第五七 私立学校共済組合法制定に関する請願(委員長報告)

第五八 ルース台風による公立学校災害復旧費全額国庫負担等の請願(委員長報告)

第五九 私立学校のルース台風災害復旧費国庫補助に関する請願(委員長報告)

第六〇 富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造等に関する請願(委員長報告)

第六一 結核教職員の休職期間延長に伴う国庫補助増額の請願(委員長報告)

第六二 へき地の教育振興に関する請願(委員長報告)

第六三 福岡市立月隈小学校移転工事費国庫補助に関する請願(委員長報告)

三九五

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号

明治二十五年三月三十一日  
第三編郵便物部

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 議長の報告 會議 無音農家解消に関する決議案

第六四 高等学校定時制教育振興に関する請願 (委員長報告)

第六五 教科書無償配布に関する請願 (委員長報告)

第六六 日本国創立記念日制定に関する請願 (委員長報告)

第六七 戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願 (委員長報告)

第六八 東北地方に労働省立労災病院および肺療養所設置の請願 (委員長報告)

第六九 電力危機打開対策等に関する請願 (委員長報告)

第七〇 電力危機打開に関する請願(十件) (委員長報告)

第七一 東北地方の電力危機打開に関する請願 (委員長報告)

第七二 九州地区の電力危機打開に関する請願 (委員長報告)

第七三 渇水期の電力使用制限に関する請願 (委員長報告)

第七四 電源開発等促進に関する請願 (委員長報告)

第七五 電源開発促進および離島、へき地の電化助成に関する請願 (委員長報告)

第七六 新潟県須原発電所電力増強工事施行に関する請願 (委員長報告)

第七七 関川水系笹ヶ峰ダム建設に関する請願 (委員長報告)

第七八 宮崎県大淀川第一、第二両発電所復元に関する請願 (委員長報告)

第七九 電気事業に係る公納金保証年限延長等の請願 (委員長報告)

第八〇 積算電力計に関する請願 (委員長報告)

第八一 美容業者に対する電力制限許可の請願 (委員長報告)

第八二 戦犯関係者の恩赦等に関する陳情 (委員長報告)

第八三 戦犯者釈放等に関する陳情 (委員長報告)

第八四 全戦犯者恩赦に関する陳情 (委員長報告)

第八五 火災保険料率低減に関する陳情 (委員長報告)

第八六 ラジオ受信機等の物品税免除に関する陳情 (委員長報告)

第八七 教育財政確立等に関する陳情 (委員長報告)

第八八 義務教育費国庫負担制度確立に関する陳情 (委員長報告)

第八九 六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告)

第九〇 六・三制教育施設整備費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第九一 六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する陳情(二件) (委員長報告)

第九二 六・三制教育確立に関する陳情(四件) (委員長報告)

第九三 六・三制学校教育拡充強化に関する陳情 (委員長報告)

第九四 教職員の行政整理等に関する陳情(二件) (委員長報告)

第九五 教職員の定員確保に関する陳情(二件) (委員長報告)

第九六 学校給食の予算措置に関する陳情 (委員長報告)

第九七 学校給食統括に関する陳情 (委員長報告)

第九八 学校給食統括実施に関する陳情(三件) (委員長報告)

第九九 新制中学校認証外建築費等国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第一〇〇 積雪寒冷単作地帯の中学校に屋外運動場建設の陳情 (委員長報告)

第一〇一 山陰地方の学校屋内運動場建設費に関する陳情 (委員長報告)

第一〇二 神戸市に商船大学設置の陳情 (委員長報告)

第一〇三 ルース台風による被害学校復旧費国庫補助の陳情 (委員長報告)

第一〇四 戦災学校復旧に関する陳情 (委員長報告)

第一〇五 教職員の生活保障に関する陳情 (委員長報告)

第一〇六 電力危機打開に関する陳情(三件) (委員長報告)

第一〇七 中国地区の電力危機打開に関する陳情 (委員長報告)

第一〇八 停電による損害補償等に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十八日議員北村一男君外十九名から委員会審査省路の要求書を附して左の議案を提出した。

無音農家解消に関する決議案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

所得税法の臨時特例に関する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

余価安定特別会計法案

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員臨時措置法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

所得税法の臨時特例に関する法律

法人税法の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律

余価安定特別会計法

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員臨時措置法

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十五年年度第四、四半期予算使用状況報告書

同日議院において採択することを議決した元傷、軍人の恩給増額に関する請願外三百三十件の請願および市町村職員の給与改訂に対する財源措置の陳情外百十四件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 北村一男君 宮城マヨ君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 上原 正吉君 高木 正夫君

同日本院は、国会の会期を十一月三十日まで二日間延長することを議決した旨を衆議院及び内閣へ通知した。

同日衆議院から同院は、第十二回国会の会期を十一月二十九日から十一月三十日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案可決報告書

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案可決報告書

労働委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

法務委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

法務委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を閉じます。

日程第一、無音農家解消に関する決議案(北村一男君外十九名発議)(委員長審査省路要求事件)を議題としたし、本決議案につきましては、北村一男君外十九名より委員会審査省路の要求

書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。北村一男君。

無畜農家解消に関する決議案  
右の議案を発議する。

昭和二十六年十一月二十八日

発議者

- 北村 一男 カニエ邦彦
- 山崎 恒 宮本 邦彦
- 滝井治三郎 鈴木 強平
- 海口 三郎 赤澤 興仁
- 加賀 操 小林 孝平
- 門田 定蔵 江田 三郎
- 白波瀬米吉 藤野 繁雄
- 飯島連次郎 岡村文四郎
- 片柳 眞吉 池田宇右衛門
- 岩間 正男 木村禧八郎

参議院議長佐藤尚武殿

無畜農家解消に関する決議

さきに本院は、国際連合食糧農業機関憲章の受諾を承認するに当つて、わが国農林業振興基本政策確立に関する政府の断乎たる措置を要求する決議を行つた。

しかして本院は、今日更に右決議の一環として、政府において速やかに無畜農家の解消に關して次のような根本的対策を樹立し、これを強力に実施することを求めんとするものである。

おもりに農家に対して家畜の導入を普及することは食糧の増産、農業

経営の改善及び国民の食生活の向上等経済の自立並びに民生の安定のための根本要件であつて、刻下喫緊の要務である。

ここにかんがみ、この際政府は、全国三百萬戸無畜農家中容易に有畜化するのことができる百數十萬戸をして、速かに有畜農家たらしめるべく、国家資金の特別融通による対策を確立するとともに、これ等農家の有畜営農基盤を鞏固ならしめるため、飼料の確保及び家畜取引の改善等畜産振興について抜本的方策を実施すべきである。

右決議する。

〔北村一男君登壇、拍手〕

○北村一男君 議題に供されました無畜農家解消に関する決議案につきまして、発議者を代表いたしまして提案の理由を説明いたします。

先に本院におきましては、国際連合食糧農業機関憲章を受諾することに承認を與へるに當りまして、農林業の振興基本政策を確立することの決議をなされまして、これに對しまして、政府は、でき得る限り趣旨に副しましてこれを具体化するといふ力強い表明をなされました。この決議案は、先に決議なされた農林業振興基本政策確立の決議の趣旨の一環でございます。即ち、我が國におきましては、農家のうち約半数の三百萬戸が家畜を持たない無畜農家である。この三百萬戸のうち、少しく力を與へますれば直ちに有畜化できる農家が百二十七萬戸ある。そのほかに、今は家畜を持つておりま

この百二十七萬戸の有畜農家を創設いたしましたと共に、二十六萬二千戸の更新を要する農家の家畜を維持するといふことが本決議案の狙いでござい

ます。これによりまして、第一に食糧増産を実現する、蛋白、油脂資源の給源としての畜産を振興することが狙いの第一であります。第二には、これによりまして農家の経営の安定を図る。第三には、これによりまして食生活の改善をいたしまして、従来、ともすれば穀粉偏食の結果、我が國の國民の三大病と言われます脳溢血、結核及び胃拡張、この三つの病気を根本的に防止いたしました。國民の健康と体位向上に資したいといふ、いわゆる一石三鳥の目的を具体化せんとするものでござ

います。こういふ有意義にしまして又効率的な高い無畜農家の解消、有畜農家の創設維持が実現するためには、いろいろの隘路があるにございまして、その中で最も根本的なものは、農家が家畜を導入したいといふことを熱望いたしましたも資金を自己調達することができな

いといふ点でございます。よつて我々は、国家資金を特別にかような農家に対して導入融資いたしました。只今申上げた無畜農家解消の大きな目的を実現せんといふことを熱望いたしておる次第でございます。なお、政府

は、国家資金の特別融通による対策を確立いたしますと共に、農家の畜産振興のために飼料の対策を確立して、更に家畜取引の改善に對して万全の措置を講ぜられんことを強く要望いたすものでございまして、以上述べました理由を案文化いたしました

て、決議案文を作成いたしましたので、これを朗讀いたします。

無畜農家解消に関する決議  
さきに本院は、国際連合食糧農業機関憲章の受諾を承認するに當つて、わが国農林業振興基本政策確立に関する政府の断乎たる措置を要求する決議を行つた。

しかして本院は、今日更に右決議の一環として、政府において速かに無畜農家の解消に關して次のような根本的対策を樹立し、これを強力に実施することを求めんとするものである。

おもりに農家に対して家畜の導入を普及することは食糧の増産、農業経営の改善及び国民の食生活の向上等経済の自立並びに民生の安定のための根本要件であつて、刻下喫緊の要務である。

ここにかんがみ、この際政府は、全国三百萬戸無畜農家中容易に有畜化するのことができる百數十萬戸をして、速かに有畜農家たらしめるべく、国家資金の特別融通による対策を確立するとともに、これ等農家の有畜営農基盤を鞏固ならしめるため、飼料の確保及び家畜取引の改善等畜産振興について抜本的方策を実施すべきである。

右決議する。

以上であります。よろしく御賛同を仰ぎます次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し討論の通告がございまして、順次発言を許します。三橋八次郎君。

三橋八次郎君登壇、拍手  
○三橋八次郎君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今上程に

なりました無畜農家解消に関する決議案に賛成するものでございまして、食糧の問題は、今日の問題であると共に、又将来に亘る重大問題でございます。目先のことだけで解決のできるものでないことは申すまでもないのでございまして。昨今食糧事情が好転したと言つてありますけれども、これは輸入食糧が増加いたしました結果でありまして、国内生産が増加したのではないことは申すまでもないのでござい

ます。国際情勢から見ましても、食糧その他緊要資源の国内開発を進め、自給度を高めまして、自立経済を促進すべきであります。

日本経済自立の要請の下で農業は如何なる態勢を整えなければならぬかといふことは、先づ国際收支の観点に立つてみましても、輸入額の過半数を占むる食糧に着目しなければならぬと思つてございまして。年に約三百万トンの不足を如何にして自力が賄うかでありまして。その方法といたしましては、輸出振興によりまして輸入食糧を賄うのと、又直接に国内増産による自給度を高める、この二つの方法による

ほかにないのでございまして。輸入食糧というものは、いつ如何なる変異が生ずるかも知れないし、又国内の事情から言ひましても、事故を生ずる原因が内在しておるのでありますから、食糧問題の解決は自主的に国内生産の増産を第一義にしなければならぬのでござい

ます。先般本院において我が國農林業振興基本政策確立に關する決議を行なつたゆへにもここにあらんとするものでございまして。日本の農業は、その組織経営の面からこれを見ますならば、一部学者の唱

えます「農業とは自給自足のできる業なり」といふ点から見ましても、いわゆる農業ではないのでありまして、その内容は全く穀物生産業と言わざるを得ないのでございます。而して人間の食糧は、穀物、蛋白質、脂肪の三要素を必要とするにもかかわらず、日本の農業は全く穀物生産が主体であつて、食糧の自給自足の程度は極めて低いのでありまして、自己の生活のために、自分の生産した栄養の三要素のうち最も安価な穀物を売つて、高価な蛋白質を輸入して消費して行つてゐるという事実は、日本の農家経済の赤字の原因となつておるのでございます。同時に、農村の経済の基礎確立のできないのも、その原因はここに存すると思つてござい

ます。真の農業は、農業組織に畜産を計画的に而も有機的に織り込み、畜産と耕種、養蚕、園芸その他に縦横に働きかけ、農業経営全体に対する土地、資本、労力の按配活用を合理的ならしめまして、内面的に堅実化せしむると共に、最大なる経済能力を発揮せしむる農業経営でなければならぬのでござい

ます。なお、国民の蛋白質資源としての畜産は、保健上から考えましても極めて重要なものでありまして、昔は家畜なければ農業なしと言つたのでござい

ます。現在ではまさに家畜なければ生活なしと言わなければならぬのでござい

ます。(拍手)それはほとんど日常生活と重要な関係のあることは皆さん御承知の通りであります。食糧問題解決の上におきましても極めて重要なものであります。畜産物により蛋白質や脂肪の供給を豊富にいたしますときには、穀物

質食糧の消費を極度に節約することができるのであります。殊に農村におきましては、蛋白質不足の傾向にあり、魚類によつて蛋白質、脂肪を補給しておりますけれども、これら魚類即ち冷血動物の蛋白質のみでは栄養上十分なるものではなく、哺乳動物の蛋白質中に含まれております高級アミノ酸を攝取することは文化の上にも極めて必要なことであります。デンマークやオランダ

も以前は小麦作一式の穀物生産農業であつたのでござい

ます。戦後の農業の再建は家畜からというので、有畜農業を奨励して、畜産物を農村において消費することを勧めたのであります。その結果、世界で最も高い農村文化と確固たる農村経済を築き上げて

いるのでござい

ます。家畜は、農業経営を合理化し、農家経済を確立し、赤字を解消せしめ、国民の蛋白質、脂肪の給源として食糧の自給度を高め、生活改善、保健衛生並びに農村の文化の向上等、又農業生産力の増強や農民の社会的地位の向上に最も重要なものであつて、無畜農家の解消は極めて緊急のことと存するのでござい

ます。議つて我が国の畜産の状況を見ますと、人口千人に対する牛の頭数は、日本では二十五頭、オランダでは三百三十三頭、デンマークでは八百二十六頭、又土地百ヘクタールに対する牛の頭数は、日本では四十四頭、オランダでは八百八頭、デンマークでは七百十三頭であるのであります。これのみを以て見ましても、我が国の畜産の貧弱さを窺ふことがのでるのでござい

ます。我が国産業機構の最大弱点は、国民の半数を占める農民が経済的に危殆に瀕して

る、こゝういふふう

に考へるのであり

ます。先般参議院におきましても

る、こゝういふふう

に考へるのであり

ます。先般参議院におきましても

重大な結果を引き起して来るという心配は、人口の増大の問題でございまして、今日厚生省等の調べによりますると、人口の自然増は千人について二十数名かの殖え方であるようであります。これが種々医学的或いは技術的方法を講じて行けば、千人について十五、六名程度にとどめることは可能であるという事を専門家が言っております。なお且つ昭和三十年頃に至りますときには九千万近い人口になつて参ります。ところが、今日の政府の農業政策をこのままの程度で行きます場合には、私は主食の増産は絶対に不可能である、こう申すなければならぬのであります。予算等を見ますればそれが明らかにわかります。そういたしますときには、昭和三十年頃になりますと人口が九千万近くになるときは、今日程度の一人当りの消費量でありまして、三千数百万石少くとも主食が国内においては足りません。これだけのものをすべて輸入に仰ぐというようなことは、私は自立経済達成に最も大きな困難を加えるものであるというふうに言わざるを得ない。このように考えるのであります。そこで私どもは、政府が今日只今から、この食糧の自給度を大きく引上げることに、真剣な努力を、まじめな努力を講ずることが是非とも必要であるという事をここに強調したいのでございまして、そこで問題になつて参りますのが家畜の増産を大きくすると同時に、又農家の経営の改善をするという事も勿論必要であります。私どもは先ず食糧の生産を増大することに

ついて土地を肥やす必要がありまして、このために家畜を導入しなければならぬ。それからもう一つは、農業経営の改善の点からいまして、農業の機械化ということを行つておられますが、我が国の経営の実態からいまして、私が国の経営の実態からいまして、機械化することは可能であります。経営そのものに機械を取入れて行くという事は非常に無駄であると同時に、非常な困難が伴いますので、その意味からは家畜の導入は最も適切なものである、このように考えるのであります。ところが、この家畜の導入に伴つて重大な問題は飼料の問題である。私どもは考えますから、無畜農業解消の決議をいたしますと同時に、私どもは飼料対策というものを、この裏付けになる飼料対策を、根本的な対策をしつかり政府は考へるべきものである、(拍手)そのことがこの裏付けをなしておるということをしつかりいたします。私の申上げたいこととは、食糧を増産しなければならぬ。自給度を高めなければならぬ。そのために無畜農業の解消をするが、結局はそれは、農業の収入が相当多くなつて、農業の資本の蓄積ができる程度のものでなければ、この増産なり或いは家畜の導入というものができないから、その点までを考へさせて、政府は予算的措置或いは資金の措置というものを一連の計画性を以てしつかりやつて頂きたい。このように考へるのでございまして、いずれにいたしまして、私どもはこの無畜農業解消に関する決議に對しまして心から賛意を表しまして、政府がこの決議に忠実に予算

的措置或いは資金の措置等を講ぜられることを希望する次第でございまして。(拍手)  
 ○議長(佐藤内閣武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。  
 [賛成者起立]  
 ○議長(佐藤内閣武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。  
 只今の決議に對し農林大臣より発言を求められました。根本農林大臣。  
 [國務大臣根本龍太郎君登壇、拍手]  
 ○國務大臣(根本龍太郎君) 無畜農業の解消の問題は、我が国の食糧増産並びに農業経営の改善はもとより、食生活の改善のために緊要の問題であると存じます。政府もこの趣旨に従ひまして、従来も力をいたしておつたのでございまして、只今の御決議の線に沿ひまして、一段と政府は体系的に組織的に、この問題の解消のために表現を図りたいと存する次第でございまして。(拍手)

金の額の改定に関する法律案、日程第五、旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
 [異議なしと呼ぶ者あり]  
 ○議長(佐藤内閣武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。  
 [審査報告書は都合により附録に掲載]  
 昭和二十六年における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
 よつて国会法第八十三條により送付する。  
 昭和二十六年十一月二十二日  
 衆議院議長 林 護治  
 参議院議長 佐藤内閣武君

前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む)については、昭和二十六年十月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。  
 一 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む)については、昭和二十六年十月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。  
 二 昭和二十六年一月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号

外二件

昭和二十六年における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案 四〇〇

とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

2 前項第一号の場合において、同号に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一條第一項及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項において適用する共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金について適用する。(公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定)

第二條 共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年十月分以後その年金額を、昭和二十六年法律第三十三号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。(費用負担)

第三條 国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に

掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。)のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体  
二 日本専売公社法第五十一條第二項に規定する共済組合 日本専売公社  
三 日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	五、九〇〇円	六、九〇〇円
四、〇〇〇円	四、七五〇円	六、一〇〇円	七、一〇〇円
四、一五〇円	四、九〇〇円	六、三〇〇円	七、三〇〇円
四、三〇〇円	五、〇五〇円	六、五〇〇円	七、五〇〇円
四、四五〇円	五、二〇〇円	六、七〇〇円	七、八〇〇円
四、六〇〇円	五、三五〇円	六、九〇〇円	八、〇五〇円
四、七五〇円	五、五〇〇円	七、一〇〇円	八、三〇〇円
四、九〇〇円	五、七〇〇円	七、三〇〇円	八、六〇〇円
五、〇五〇円	五、九〇〇円	七、五〇〇円	八、九〇〇円
五、二〇〇円	六、一〇〇円	七、八〇〇円	九、二五〇円
五、三五〇円	六、三〇〇円	八、一〇〇円	九、六〇〇円
五、五〇〇円	六、五〇〇円	八、四〇〇円	九、九五〇円
五、七〇〇円	六、七〇〇円	八、七〇〇円	一〇、三〇〇円

九、〇〇〇	一〇、六五〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	一五、七〇〇	一九、六〇〇
九、六〇〇	一一、四〇〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
九、九〇〇	一一、八〇〇	一六、七〇〇	二一、二〇〇
一〇、二〇〇	一二、二〇〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
一〇、五〇〇	一二、六〇〇	一七、七〇〇	二二、八〇〇
一〇、八〇〇	一三、〇〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
一一、一〇〇	一三、五〇〇	一八、九〇〇	二四、四〇〇
一一、四〇〇	一四、〇〇〇	一九、五〇〇	二五、二〇〇
一一、七〇〇	一四、五〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
一二、一〇〇	一五、〇〇〇	二〇、八〇〇	二七、二〇〇
一二、五〇〇	一五、五〇〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
一二、九〇〇	一六、〇〇〇	二二、二〇〇	二九、二〇〇
一三、三〇〇	一六、六〇〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
一三、七〇〇	一七、二〇〇	二三、六〇〇	三一、四〇〇
一四、二〇〇	一七、八〇〇	二四、三〇〇	三二、五〇〇
一四、七〇〇	一八、四〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇

備考  
一 第一條第一項第一号若しくは第二條の規定による年金額の改定基準となる昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給(以下「仮定俸給等」という。)が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給等の「一九倍」に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とし、仮定俸給等が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給等の「一・三四倍」に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とする。  
二 第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給が三、八五〇円以上二五、〇〇〇円未満のときはその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

1 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下本則及び別表中「特別措置法」といふ)第六條第一項第一号の規定により改定された退職年金、廃疾年金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給とみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」といふ)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の條件又は額

の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第一條に規定する共済協会又は同法

第二條に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。)により算定した額に改定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の第一項中「前條の規定」を「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第 号)の規定」に改める。

別表  
年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給	特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	七、五〇〇円	八、九〇〇円
四、一五〇	四、九〇〇	八、一〇〇	九、六〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	八、七〇〇	一〇、三〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	九、三〇〇	一〇、一〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	九、九〇〇	一一、八〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇
六、五〇〇	七、五五〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇

一五、二〇〇	一九、〇〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
一六、二〇〇	二〇、四〇〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
一七、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
一八、三〇〇	二三、六〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇

備考

本則第一項の規定による年金額の改定の基準とする特別措置法別表の仮定俸給が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給の一・一九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とし、その特別措置法別表の仮定俸給が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給の一・三四倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号。以下「旧法」といふ)による外貨債の借換に際し、不当な取扱がされた

と認められる者等の権利を回復するため、その不当な取扱により借り換えられた外貨債の証券の一部を有効なものとする等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「外貨債」とは、旧法第一條に規定する外貨債及び名古屋市五分利付英貨八十万ポンド公債をいう。

2 この法律において「邦貨債」とは、旧法第二條第一項に規定する借換のため同項の規定により当該外貨債に代えて発行された国債、地方債及び社債をいう。(借り換えられた外貨債証券の一部の有効)

第三條 旧法第二條第一項の規定により邦貨債に借り換えられた外貨債であつて左の各号の一に該当するものの証券のうち、当該借換に際し、当該証券につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされなかつたも

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案 四〇二

ので大蔵大臣の指定するものは、当該外貨債の元金の支拂義務については、当該借換の日にかかのばつて有効なものとする。

一 当該借換について、当該外貨債の証券の所有者の承諾を得なかつたもの

二 当該借換の日において買換の目的となつていたもので、当該借換について当該買換の権利者の承諾を得なかつたもの

三 昭和十六年十二月八日以後日本国と外国との間の戦争状態の発生に伴い、当該外国の法令に基き清算に付され、又は敵産として管理に付されたもの

2 大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、当該外貨債の証券の銘柄、額面金額、記号及び番号を告示する。

(外貨債の利札の一部の有効)

第四條 前條第一項の外貨債の証券の利札で旧法第四條第二項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支拂義務については、当該外貨債の旧法第二條第一項の規定による借換(以下「借換」という)の日にかかのばつて有効なものとする。

2 前條第一項の外貨債の証券の利札で、これにつき旧外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)に基き命令による支拂(利札と引換による支拂を除く。)がされ、旧法第十八條第一項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支拂義務については、当該支拂の日にかかのばつて有効なものとする。

3 外貨債の利札で、これにつき旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)に基き命令による支拂がされ、旧法第十八條第一項の規定により無効となつたものは、当該利札に係る利子の支拂義務については、当該支拂の日にかかのばつて有効なものとする。

(地方債又は社債である外貨債の元利支拂義務の政府承認)

第五條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債が地方債又は社債であるときは、その元利支拂義務(利子の支拂義務については、前條第一項又は第二項の規定により有効なものとされる利札に係る利子の支拂義務に限る。)は、当該外貨債の借換の日(前條第二項の規定により有効なものとされる利札に係る利子の支拂義務については、当該利札について同項に規定する支拂の日)にかかのばつて、政府が承認する。

2 前條第三項の規定により有効なものとされる利札が地方債又は社債の利札であるときは、これに係る利子の支拂義務は、当該利札について同項に規定する支拂の日にかかのばつて、政府が承認する。

3 元金の償還のためくじびきに当せんし、昭和十八年三月三十一日において当該元金がまた支拂われていなかつた大阪市築港公債で、その償還金又は利子の支拂金が旧敵産管理法に基き命令により政府の指定する者に拂込まれ、同法第三條の規定によりその発行

者がその債務を免かれたものについては、その発行者は、その債務を免かれなかつたものとし、当該公債の元利支拂義務は、当該拂込の日にかかのばつて、政府が承認する。

(借換額相当額等の政府への納付)

第六條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債(閉鎖機関株式会社横濱正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第千七百七十九号)第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借り換へたものを除く。)の借換により邦貨債を取得した者(その者の包括承継人を含む。)は大蔵大臣の指定する日までに、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を政府に納付しなければならぬ。

一 当該外貨債の借換額

二 当該邦貨債の利子のうち、当該日(当該邦貨債が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日)までに支拂期日の到来したものの金額から、その百分の三十に相当する金額を控除した金額

2 前項の規定により納付しなればならない者は、その者が同項に規定する外貨債の借換により取得した邦貨債及び同項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来したその利札(その利札

が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支拂期日の到来した利札)をもつて同項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を納付することができる。

3 前項の規定による納付に充てる邦貨債の収納額は、その発行額額(その邦貨債について利札が附されている場合において、当該利札(第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来したもの)(当該利札が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の発行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支拂期日の到来したものに限り、を除外)のうち欠けたものがあるときは、これに相当する金額を控除した額)によるものとし、同項の規定による納付に充てる利札の収納額は、その券面金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額による。

4 第二項の規定による納付に充てるものの収納の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第四條第二項の規定により有効なものとなされる利札(第一項に規定する外貨債の利札に限る。)について同項に規定する支拂を受けた者(その者の包括承継人を含む)は、大蔵大臣の指定する日までに、その支拂を受けた金額からその百分の三十に相当する金額を控除し

た金額に相当する金額を政府に納付しなければならない。

6 第一項又は前項の規定により納付しなければならない者が閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一條に規定する閉鎖機関である場合において、その者が同令第十一條に基き命令の規定の適用により第一項又は前項の規定による納付金額の一部を納付することができないときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、これらの規定にかかわらず、これらの項の規定による納付金額からその納付することができない金額を控除した金額とし、この場合においては、その納付すべき金額を分割して納付することができるとする。

7 第一項及び第五項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替へた場合において該当事る者を含む。

(横濱正金銀行等からする政府への譲渡及び納付)

第七條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債が、前條第一項に規定する銀行が旧敵産管理法施行令第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借り換へたものである

ときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定にかかわらず、政令で定める手続により、大蔵大臣の指定する日までに、当該借換により邦貨債を取得した者（前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。）のためにその管理する当該邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権）を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるものの金額に相当する金額を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならぬ。

一 当該外貨債の借換に際し旧法第二條第三項の規定により支拂われた金銭

二 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

三 当該外貨債の証券に附屬する利札について旧外国為替管理法に基く命令により支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

四 当該銀行が前三号に掲げるものを管理している間にそのものから生じた果実

2 前條第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前條第一項から第四項までの規定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者のために当該邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権）並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの（同項第四号に掲げるものについては、同項第一号及び第二号に掲げるものに係るものに限る。以下本條において同じ。）の全部又は一部を管理してない場合における当該邦貨債を取得した者について準用する。この場合において、前條第一項中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なもの」とされる外貨債（閉鎖機關株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第百七十九号）第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借換されたものを除く。）とあるのは、「第七條第一項に規定する外貨債」と読み替へるものとする。

定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者のために当該邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権）並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもの（同項第四号に掲げるものについては、同項第一号及び第二号に掲げるものに係るものに限る。以下本條において同じ。）の全部又は一部を管理してない場合における当該邦貨債を取得した者について準用する。この場合において、前條第一項中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なもの」とされる外貨債（閉鎖機關株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第百七十九号）第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借換されたものを除く。）とあるのは、「第七條第一項に規定する外貨債」と読み替へるものとする。

4 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による譲渡又は同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものの金額に相当する金額の納付をしたときは、当該譲渡に係る邦貨債若しくはその利札（前項において準用する前條第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来しているものに限る。）の第六條第三項に規定する収納価額、当該譲渡に係る邦貨債の利子債権

の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額又は当該納付金額に相当する金額については、当該邦貨債を取得した者が、これを前項において準用する前條第一項の規定による政府に納付したものとみなす。

5 前條第五項の規定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者のために同項第三号及び第四号に掲げるもの（同項第四号に掲げるものについては、同項第三号に掲げるものに限る。以下本條において同じ。）の全部又は一部を管理してない場合における同項第三号に規定する利子の支拂を受けた者について準用する。この場合において、前條第五項中「利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」とあるのは、「第七條第一項に規定する外貨債の利札」と読み替へるものとする。

6 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による同項第三号及び第四号に掲げるものの金額に相当する金額の納付をしたときは、当該納付金額に相当する金額については、当該邦貨債を取得した者が、これを前項において準用する前條第五項の規定により政府に納付したものとみなす。

（国債整理基金特別会計への繰入等）

第八條 政府は、第六條第一項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定による納付が同條第二項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定により国債でされたときは、当該国債を国債整理基金特別会計の所屬に移さなければならない。

2 政府は、第六條第一項若しくは第五項（前條第五項において準用する場合を含む。若しくは前條第一項の規定による納付が現金でされたとき、第六條第一項の規定による納付が同條第二項の規定により国債の利札でされたとき、又は前條第一項の規定により国債の利札（当該国債について利札が附されていないときは、当該国債に係る利子債権）が譲渡されたとき）は、当該現金、当該利札の第六條第三項に規定する収納価額及び当該利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第六條第一項の規定による納付が同條第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前條第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札（当該地方債又は社債について利札が附されていないときは、これらのものに係る利子債権）が譲渡された場合において、当該地方債、社債、利札又は利子債権を処分したときは、当該処分による収入金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

規定による納付が同條第二項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定により国債でされたときは、当該国債を国債整理基金特別会計の所屬に移さなければならない。

2 政府は、第六條第一項若しくは第五項（前條第五項において準用する場合を含む。若しくは前條第一項の規定による納付が現金でされたとき、第六條第一項の規定による納付が同條第二項の規定により国債の利札でされたとき、又は前條第一項の規定により国債の利札（当該国債について利札が附されていないときは、当該国債に係る利子債権）が譲渡されたとき）は、当該現金、当該利札の第六條第三項に規定する収納価額及び当該利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

3 政府は、第六條第一項の規定による納付が同條第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前條第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札（当該地方債又は社債について利札が附されていないときは、これらのものに係る利子債権）が譲渡された場合において、当該地方債、社債、利札又は利子債権を処分したときは、当該処分による収入金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 前二項の規定による繰入があつた場合においては、その繰り入れられた金額については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二條第一項の規定による一般会計からの繰入があつたものとみなす。

5 国債整理基金特別会計において、第一項の規定により国債を受け入れた場合においては、直ちに当該国債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合においては、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する国債を、それぞれ償却しなければならぬ。

（質権の保護）

第九條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとなる外貨債を目的とし質権で、旧法第二條第四項の規定により当該外貨債に代えて発行された邦貨債又は同條第三項の規定により支拂われる金銭の上に存せしめられているものは、当該外貨債に係る第三條第二項の告示があつた日において消滅し、当該質権の権利者が当該外貨債の証券を占有しているときは、当該外貨債の上に存する。（特別整理会社等の經理の特例）

第十條 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）第二十四條に規定する特別整理株式会社で同條又は同法第二十五條に規定する仮勘定を設けているものは、第六條第一項又は第五項の規定により当該会社が政府に納付すべき金額については、これを仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上し、第

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案 外二件

(他の法令との関係)

三條第一項の規定によりその証券が有効なものとする外貨債でその借換の際当該会社が有していたものについては、その価額を零として評価するものとし、当該外貨債の評価額が確定した場合(当該評価額が零として確定した場合を除く)においては、当該会社が第六條第一項又は第五項の規定により政府に納付すべき金額を限度として、その確定した評価額を、仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2 前項の規定の適用を受ける特別経理株式会社については、企業再建整備法第二十六條第一項中「前二條」とあるのを前二條又は旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第十條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七條第一項に規定する調整勘定を設けている金融機関は、第六條第一項又は第五項の規定により当該金融機関が政府に納付すべき金額については、これを当該調整勘定において経理し、第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとする外貨債でその借換の際当該金融機関が有していたものについては、当該金融機関が金融機関整理緊急措置法(昭和二十一年法律第六号)第一條第一項に規定する指定時において有していた旧勘定に属する資産として、これを当該調整勘定において経理しなければならない。

第十一條 第七條第一項の規定により政府に譲渡された邦貨債及びその利札(当該邦貨債について利札が附されていないときは、利子債権)並びに同項の規定により政府に納付されたもので連合国財産の返還等に関する政令第二條第三項に規定する連合国財産であるものは、同令の規定にかかわらず、当該譲渡又は納付の日から連合国財産でなくなるものとする。

2 第六條又は第七條の規定によりしなければならない取引又は行為については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十三條まで及び第四十五條並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、適用しない。

(報告義務)

第十二條 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、旧法第二條第一項に規定する外貨債の発行者、邦貨債の元利支拂事務の委託を受けていた者及び第七條第一項に規定する銀行から報告を徴することができる。

附則

この法律中第一條から第五條まで、第九條及び第十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程になりました昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定に

よる年金の額の改定に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案の理由について申し上げます。国家公務員の給與につきましては本年十月分から改訂いたすこととなつておるのであります。これに伴い、本年九月以前に退職した共済組合の年金受給者に対する年金の額を、新給與水準を基準とするように引上げようとするものであります。即ち本年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を国家公務員の新給與水準に引き直して計算することとした。又、国家公務員共済組合法施行以前の公務に起因する年金についても同様に増額しようとするものであります。なお、この年金額の引上げによつて増加する費用は、国、地方公共団体又は公社がそれぞれ負担することにしようとするものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案について御報告申し上げます。

先ず本案の提案の理由並びに内容について申し上げます。国家公務員の給與につきましても本年十月分からその給與水準を改訂することとしたのであります。これに伴ひ、陸海軍関係共済組合、外地関係共済組合等の旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額も同様引上げることとしたとすものとすものであります。

す。即ち、旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額は、本年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を国家公務員の新給與水準に引き直して計算することとした。なお、これに要する費用は国庫より交付することにしたとすものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案について御報告申し上げます。

本案は、我が国の国際信用を保持し、且つ将来における外資誘致を促進する見地から、旧外貨債処理法、旧外貨債管理法及び旧敵産管理法によつて、一方的な国内措置のために無効とされた外貨債の証券及び利札の一部について、その効力を復活する等の措置を講じようとするものであります。次に、本案の主な内容について簡単に申し上げます。第一に、借換済外貨債の残存証券及び附屬利札のうち、その借換が当を得なかつたと認められるものについては、大蔵大臣の指定により、これを旧外貨債処理法による借換の日に通つて有効なものとし、又旧敵産管理法に基いてとられた措置によつて無効とされた利札につきましても、これを有効なものとしたとすものであります。第二に、これにより有効とされます外貨債が、地方債又は社債であります場合には、旧外貨債処理法の趣旨に従ひまして、その元利支拂義務を政府が承継することとしたとすものとすものであります。第三に、それら借換済外貨債の復元に伴ひまして、すでに借換により発行されている邦貨債との二重発行を調整するため、邦貨債の取得者から借換価額相当額を政府に納付させることとしたすはか、本人の選択により借換発行された邦貨債を以てする代納を認めようとするものであります。

さて、委員会の審議に當つては種々熱心なる質疑が行われたのであります。詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず昭和二十六年度における給與改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤寅次郎君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎君)

次に旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤寅次郎君) 議員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第六、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第八、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称す者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年十一月十五日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第十五條を次のように改める。  
第十五條 判事補及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限

り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、判事補にあつては三万九百円又は二万八千二百円、簡易裁判所判事にあつては四万二千二百円とすることができ、  
別表を次のように改める。  
別表

区 分	報酬月額
最高裁判所長官	八〇,〇〇〇円
最高裁判所判事	六四,〇〇〇円
東京高等裁判所長官	六〇,〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	五七,〇〇〇円
裁判所長官	五〇,〇〇〇円
判事 一号	四五,五〇〇円
判事 二号	四一,二〇〇円
判事 三号	三七,三〇〇円
判事 四号	三三,六〇〇円
判事 五号	二六,二〇〇円
判事 一号	二四,九〇〇円
判事 二号	二三,六〇〇円
判事 三号	一九,〇〇〇円
判事 四号	一七,八〇〇円
判事 五号	一六,六〇〇円
判事 六号	一五,一〇〇円
判事 七号	一二,二〇〇円
判事 八号	一一,六〇〇円
判事 九号	一一,〇〇〇円
判事 十号	一一,〇〇〇円

り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、判事補にあつては三万九百円又は二万八千二百円、簡易裁判所判事にあつては四万二千二百円とすることができ、  
別表を次のように改める。  
別表

判事	簡易裁判所判事
一号	三七,三〇〇円
二号	三五,六〇〇円
三号	三〇,九〇〇円
四号	二八,二〇〇円
五号	二六,二〇〇円
六号	二四,九〇〇円
七号	二三,六〇〇円
八号	二二,三〇〇円
九号	一九,〇〇〇円
十号	一七,八〇〇円
十一号	一六,六〇〇円
十二号	一五,一〇〇円
十三号	一二,二〇〇円
十四号	一一,六〇〇円
十五号	一一,〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。  
2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受ける判事補及び三号から八号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年十月一日における報酬の号は、判事補についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号及び十一号とし、簡易裁判所判事についてはそれぞれ六号、八号、十号、十二号、十四号及び十五号とする。同日以後

この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受けるに至つた判事補及び三号から八号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。  
3 裁判官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給與は、この法律による報酬その他の給與の内拂とみなす。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年十一月十五日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十六年十一月十五日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第九條中「三万七千円」を「五万円」「二万二千円」を「二万八千二百円」に改める。  
別表を次のように改める。

この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受けるに至つた判事補及び三号から八号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。  
3 裁判官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給與は、この法律による報酬その他の給與の内拂とみなす。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年十一月十五日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

別表

区 分	俸給月額
検事 総長	六四,〇〇〇円
次長 検事	五三,〇〇〇円
東京高等検察庁 検事 長	五七,〇〇〇円
その他の検事長	五三,〇〇〇円
検事 一号	四五,五〇〇円
検事 二号	四一,二〇〇円
検事 三号	三七,三〇〇円
検事 四号	三三,六〇〇円
検事 五号	三〇,九〇〇円
検事 六号	二八,二〇〇円
検事 七号	二六,二〇〇円
検事 八号	二四,九〇〇円
検事 九号	二三,六〇〇円
検事 十号	二二,三〇〇円
検事 十一号	一九,〇〇〇円
検事 十二号	一七,八〇〇円
検事 十三号	一六,六〇〇円
検事 十四号	一五,一〇〇円
検事 十五号	一三,五〇〇円
検事 十六号	一二,二〇〇円
検事 十七号	一一,六〇〇円
検事 十八号	一一,〇〇〇円
検事 一号	二六,二〇〇円
検事 二号	二四,九〇〇円

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

三	号	二二、六〇〇円
四	号	二一、三〇〇円
五	号	一九、〇〇〇円
六	号	一七、八〇〇円
七	号	一六、六〇〇円
八	号	一五、一〇〇円
九	号	一三、五〇〇円
十	号	一一、二〇〇円
十一	号	一一、六〇〇円
十二	号	一一、〇〇〇円
十三	号	一〇、三〇〇円
十四	号	九、六〇〇円

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受ける検事及び一号から八号までの俸給を受ける副検事の同年十月一日における俸給の号俸は、検事についてはそれぞれ七号、八号、十号、十二号、十四号、十六号、十七号及び十八号とし、副検事についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号、十一号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受けるに至つた検事及び一号から八号までの俸給を受けるに至つた副検

事その受けるに至つた日における号俸についても、同様である。  
3 検察官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月二十二日  
参議院議長 林 義治  
参議院議長 佐藤尚武

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律  
第一條 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。  
第二條 裁判官以外の裁判所の職員（執行吏、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万四千三百五十五人とする。

第二條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第五十五條第一項及び第五十六條の二第一項中「別に法律で定める員数の」と、第五十七條第一項、

第五十八條第一項及び第六十條から第六十一條の五までの各第一項中、通して別に法律で定める員数の」とを創る。  
附則  
1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。  
2 改正後の裁判所職員定員法第二條の規定による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。  
3 この法律の施行に基く定員の改正により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日までの間に利益な処分を受ける者については、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第 号）の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、適用しない。

第五十八條第一項及び第六十條から第六十一條の五までの各第一項中、通して別に法律で定める員数の」とを創る。  
附則  
1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。  
2 改正後の裁判所職員定員法第二條の規定による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。  
3 この法律の施行に基く定員の改正により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日までの間に利益な処分を受ける者については、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第 号）の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、適用しない。

〔小野義夫君登壇 拍手〕  
○小野義夫君 只今上程の裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。  
最近における生計費、民間の賃金その他の事情の変動に鑑み、政府は一般職の国家公務員の給與を改善する必要があると認め、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、この例にならぬ、その給與を改善する必要がある

りますので、この同法律案が提出せられました次第でございます。  
改正の要点は、同案ともそれ／＼報酬又は俸給の月額を定める別表を改正すると共に、現在も認められております特別につき同様の改正をしようとするものでございまして、改正月額の増加比率は一般職の職員のそれとおおむね等しいのでございまして。なお、同案と一般の官吏の例にならない、本年十月一日に遡及して適用することとなつております。  
委員会の審議に当りましては、各委員より活発な質疑が行われました。討論におきましては、一松委員より同案に賛成する旨の意見が述べられました。その詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。討論終結の上、同案を一括採決いたしましたところ、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、只今上程の裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。  
本法案は、今次の行政各官における人員整理に對応いたしました。裁判所におきましても、裁判官以外の事務職員等につきその定員中八百九十九人を減少いたすと共に、これに関連いたしました。裁判所法の一部の規定を改正しようという趣旨のものであります。なお、本法案の実施によつて生ずる過剩人員の整理につきましても、一般公務員のそれと同様に六カ月の猶予期間を設け、且つ、いわゆる審査請求の制度を適用しない旨の規定を設けてあります。

委員会におきましては、慎重に審議を重ねましたが、その詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。討論に入りまして、羽仁委員より本案に對する反対意見が述べられ、次に伊藤委員より、本案による人員整理によつて裁判所の機能を低下せしめず、又任意退職者と欠員とを以てこれに充てることを希望条件として本案に賛成することを希望条件として本案に賛成する旨の意見が述べられました。かくして討論終結の上、本案を採決に付しましたところ、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）  
○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上同案全部を問題に供します。同案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よつて同案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 次に裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第九、恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。内閣委員 長河井彌八君。

〔審査報告書は都台により附録に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月二十二日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八條ノ四第一項中「五万円」を「六万五千円」に、「二十五万円」を「三十三万円」に、「三十万円」を「三十九万五千円」に、「三十五万円」を「四十六万円」に、「四十五万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「七十八万円」に改める。

第五十八條ノ五中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第...号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定により普通恩給の一部の停止を受けている者の昭和二十七年六月分までのその恩給の停止額については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同條の適用については、その者の恩給の年額は、第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の年額による。

3 昭和二十六年九月三十日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一 第二号及び第三号に規定する恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 昭和二十五年十二月三十一日以前に給與事由の生じた恩給で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号、以下「法律第八十七号」といふ)附則第十一項第二号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給與事由の生じた恩給で特別職の職員に給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 昭和二十五年十二月三十一日以前に給與事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給與事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に關する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

4 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

5 日本専売公社の役員又は職員で日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十條の規定の適用を受けるもの(以下「公社職員」といふ)が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日まで退職(在職中の死亡を含む)以下同じ)した場合において、当該公社職員又はその遺族に対し同條の規定により恩給法を准用して恩給を給すべきときは、その恩給の額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給の額は、同年四月一日において適用されていた公社職員の給與に關する規程が当該退職した公社職員の退職の時から適用されていたとした場合において退職当時の俸給となるべき俸給の額とする。

6 前項の規定に該當する公社職員又はその遺族で同項の規定によつて計算した額の恩給を受けなかつた者については、裁定庁がこれらの者の請求を待たず、同項の規定によつて計算した額と既に受けた恩給の額との差額を追給するものとする。

7 第五項の規定に該當する公社職員又はその遺族で普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料を受け

るものについては、同項の規定による退職当時の俸給の年額をもつて第三項に規定する恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額とする。

附則別表第一号表

給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
四六、二〇〇	五五、二〇〇
四八、〇〇〇	五七、〇〇〇
四九、八〇〇	五八、八〇〇
五一、六〇〇	六〇、六〇〇
五三、四〇〇	六二、四〇〇
五五、二〇〇	六四、二〇〇
五七、〇〇〇	六六、〇〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、八〇〇
六二、四〇〇	七三、二〇〇
六四、二〇〇	七五、六〇〇
六六、〇〇〇	七八、〇〇〇
六八、四〇〇	八〇、四〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、二〇〇
七五、六〇〇	八七、六〇〇
七八、〇〇〇	九〇、〇〇〇
八〇、四〇〇	九三、六〇〇
八二、八〇〇	九六、六〇〇
八五、二〇〇	九九、六〇〇
八七、六〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇
九三、六〇〇	一一〇、四〇〇
九七、二〇〇	一一五、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一二〇、〇〇〇
一〇四、四〇〇	一二三、六〇〇
一〇八、〇〇〇	一二七、八〇〇
一一一、六〇〇	一三一、〇〇〇
一一五、二〇〇	一三六、八〇〇
一一八、八〇〇	一四一、六〇〇

一一二、四〇〇	一四六、四〇〇
一一六、〇〇〇	一五一、二〇〇
一二〇、六〇〇	一五六、〇〇〇
一二四、二〇〇	一六〇、〇〇〇
一二八、八〇〇	一六八、〇〇〇
一三二、四〇〇	一七四、〇〇〇
一三六、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一四〇、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一四四、二〇〇	一九二、〇〇〇
一四八、四〇〇	一九九、二〇〇
一五二、六〇〇	二〇六、四〇〇
一五六、八〇〇	二一三、六〇〇
一六一、〇〇〇	二二〇、八〇〇
一六五、二〇〇	二二八、〇〇〇
一六九、四〇〇	二三五、二〇〇
一七三、六〇〇	二四四、四〇〇
一七八、〇〇〇	二五四、〇〇〇
一八二、四〇〇	二六四、〇〇〇
一八六、八〇〇	二七三、六〇〇
一九一、二〇〇	二八三、二〇〇
一九五、六〇〇	二九二、八〇〇
二〇〇、〇〇〇	三〇二、四〇〇
二〇四、四〇〇	三一四、〇〇〇
二〇八、八〇〇	三二六、〇〇〇
二一三、二〇〇	三三八、〇〇〇
二一七、六〇〇	三三〇、〇〇〇
二二二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
二二六、四〇〇	三四二、〇〇〇
二三〇、八〇〇	三四七、六〇〇
二三五、二〇〇	三四三、二〇〇
二三九、六〇〇	三四九、〇〇〇
二四四、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二四八、四〇〇	三五〇、四〇〇
二五二、八〇〇	三五〇、八〇〇
二五七、二〇〇	三五〇、二〇〇
二六一、六〇〇	三五〇、〇〇〇
二六六、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二七〇、四〇〇	三五〇、〇〇〇
二七四、八〇〇	三五〇、〇〇〇
二七九、二〇〇	三五〇、〇〇〇
二八三、六〇〇	三五〇、〇〇〇
二八八、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二九二、四〇〇	三五〇、〇〇〇
二九六、八〇〇	三五〇、〇〇〇
三〇一、二〇〇	三五〇、〇〇〇
三〇五、六〇〇	三五〇、〇〇〇
三一〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
三一四、四〇〇	三五〇、〇〇〇
三一八、八〇〇	三五〇、〇〇〇
三二三、二〇〇	三五〇、〇〇〇
三二七、六〇〇	三五〇、〇〇〇
三三二、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
三三六、四〇〇	三五〇、〇〇〇
三四〇、八〇〇	三五〇、〇〇〇
三四五、二〇〇	三五〇、〇〇〇
三四九、六〇〇	三五〇、〇〇〇
三五四、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
三五八、四〇〇	三五〇、〇〇〇
三六二、八〇〇	三五〇、〇〇〇
三六七、二〇〇	三五〇、〇〇〇
三七一、六〇〇	三五〇、〇〇〇
三七六、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
三八〇、四〇〇	三五〇、〇〇〇
三八四、八〇〇	三五〇、〇〇〇
三八九、二〇〇	三五〇、〇〇〇
三九三、六〇〇	三五〇、〇〇〇

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 恩給法の一部を改正する法律案

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六、二〇〇円未満の場合

においては、その年額の千分の千九百九十四倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四四四、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十二倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第一号表

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
	一四四、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
	一六八、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
	一九二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円
	二二六、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円
	二四〇、〇〇〇円	二八二、〇〇〇円
	二六四、〇〇〇円	三一二、〇〇〇円
	二八八、〇〇〇円	三四八、〇〇〇円
	三二二、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円
	三六〇、〇〇〇円	四六八、〇〇〇円
	三八八、八〇〇円	五〇五、〇〇〇円
	四一〇、四〇〇円	五三四、〇〇〇円
	四三二、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円
	四八〇、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円
	五一六、〇〇〇円	六八四、〇〇〇円
	五四〇、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円
	五七六、〇〇〇円	七六八、〇〇〇円
	七二〇、〇〇〇円	九六〇、〇〇〇円

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給  
秘書官又はその遺族の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、

附則別表第三号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
九六、〇〇〇円	一一五、二〇〇円
一〇八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円
一二〇、〇〇〇円	一三九、二〇〇円
一三二、〇〇〇円	一四六、四〇〇円
一五六、〇〇〇円	一八一、二〇〇円
一八〇、〇〇〇円	二一三、六〇〇円
二一六、〇〇〇円	二五五、六〇〇円
二四〇、〇〇〇円	二九八、八〇〇円
二五二、〇〇〇円	三一四、四〇〇円
三〇〇、〇〇〇円	四〇三、二〇〇円
三三六、〇〇〇円	四四七、六〇〇円
三七二、〇〇〇円	四九四、四〇〇円
四〇八、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円
四四四、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円
四八〇、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円
五一六、〇〇〇円	六八四、〇〇〇円
五四〇、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円
五七六、〇〇〇円	七六八、〇〇〇円
七二〇、〇〇〇円	九六〇、〇〇〇円

その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一四四、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百二十五倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三六〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。

〇円であるものについては、その俸給年額に対応するこの表の仮定俸給年額にかかわらず、一三三、六〇〇円を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。

〔河井彌八君發壇、拍手〕  
○河井彌八君 恩給法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。この案につきましては、予備審査を含めまして二回委員会を開会いたし、

慎重審議の結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。

この法律案は、昨日、本院を通過いたしました。国家公務員の給與に関する二つの法律、即ち一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律と、特別職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律、この二つが成立いたしましたので、これに伴う現行恩給法の一部に所要の改正を加えんとするものであります。改正の要点は三つの点にあります。

その一つは、国家公務員の給與水準が本年の十月一日に遡り引上げられることになり、結果、九月三十日以前に退職した者と十月一日以後に退職する者との間に恩給の支給水準に差異が生ずることとなるのであります。これを調整するために、九月三十日以前に退職した者の恩給算出基準俸給額を今回新たに制定せられた国家公務員の俸給に照応するものとしたこととして、本年十月分からの恩給を増額決定せんとするものであります。

第二点は、恩給及び恩給外所得の高額所得者に対する恩給の一部停止に関する法律の引上げであります。従来普通恩給年額五万円以上にして、これを受けておる者の前年における恩給外所得二十五万円を超える者につきましては、普通恩給年額と恩給外所得年額との合算額に応じて普通恩給の一部を停止することになっておるのであります。が、今回の国家公務員の給與増額に伴いまして普通恩給の年額が増額されることになり、又他面におきましては、最近における貨幣価値の変動等、諸般

の情勢の推移に鑑みまして、恩給の一部停止に關する基準金額の引上げを行うこととしたしまして、従来の五万円以上を六万五千円以上に改め、恩給外の所得年額二十五万円以上を三十三万円以上に改めんとするものであります。なお、この普通恩給の一部停止は、現行法では毎年七月から翌年六月までの期間を一停止期間としておりました関係で、今年七月から来年の六月までの恩給停止額はすでに決定されておりまして、これはすでに決定された通りの取扱をなすというわけであり

第三点は、日本専売公社の役員又は職員で、本年一月一日から三月三十一日までで退職した者の恩給の計算に關するものであります。国家公務員の給與は本年一月一日から増額支給されたのであります。専売公社の役員又は職員の増額支給は遅れて四月一日から実施せられ、一月から三月までの三ヶ月間の増額に相当する金額は一時支給を受けておるのであります。この間に退職した者は、本年三月三十一日以前の増額、即ち増額前の給與を基礎とする恩給を受けておられます。関係で、四月一日以後即ち増額改定後の退職者との間に恩給の支給水準に差異を生じておるのであります。そこで恩給法の適用を受けることとなる日本専売公社の役員又は職員で本年一月一日から三月三十一日までの間に退職した者に対して、本年四月一日に改定された増額を基礎としてその恩給の額を計算することとし、すでに恩給を受けた者については、その恩給額と右の改正規定によつて計算した恩給額との差額を

追給するという事になつておるのであります。

内閣委員会において審査いたしました結果重要な点を申し上げます。さきに成立いたしました一公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞罰該当者の指定の解除に關する法律第四條におきまして、「賞罰該当者」について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除のあつた日において回復する」という規定があるのであります。これらの賞罰該当者が、昭和二十二年勅令第一号、ボツダム勅令であります。その勅令の第五條によつて従来恩給を受ける権利を失つておつたが、この法律の制定によりまして恩給を受ける権利を回復することとなるのであります。ところが軍人軍属で賞罰該当者として追放せられておつた者は、この法律の規定によつてその指定が解除せられ、恩給を受ける権利が一応回復することになるのであります。他方において、昭和二十一年勅令第六十八号、ボツダム勅令であります。その第一條において軍人又は軍属に対する恩給は給せられないこととなつておるのであります。このボツダム勅令は平和條約発効後におきましては一応消滅することになるのであります。政府はこれらの軍人軍属に対して将来恩給を受ける権利を回復せしむるかどうかが、その範圍は如何であるかという点につきましても、山花委員から熱心な質疑がありました。これに對しまして政府は目下検討中であるということでありまして、これに對してどうか速かに適正な措置をとるやうにと

いう山花委員の強い希望が開陳せられたのであります。第二点は、この法律による恩給の増額によつて昭和二十六年年度の補正予算額において約四億円の増額が計上せられてあるということでありまして、その他の質疑応答につきましてもこれを省略いたします。

内閣委員会は、この法律案は国家公務員の給與の増額に伴うところの当然の恩給額の改訂等を規定しておるものであつて、適当な改正案と認めましたので、討論を省略いたしました。採決に入つて、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。議院運営委員長 山田佐一君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)  
○山田佐一君(登壇、拍手)  
内閣委員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に關して、議院運営委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十六年十一月二十二日  
衆議院議長 林 謙治  
参議院議長 佐藤尚武殿

参議院議長 佐藤尚武殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

第一條中「六万円」を「八万円」に、「四万八千円」を「六万四千円」に、「四万三千円」を「五万七千円」に改める。  
第九條中「三千元」を「五千元」に改める。  
第十條中「一万二千元」を「一万三千五百円」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行し、第一條及び第十條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から、第九條の改正規定は、昭和二十六年十一月一日から適用する。  
2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及び給料の内拂とみなす。  
議長、副議長及び議員が昭和二十六年十一月一日以後の分として既に支給を受けた通信費についても同様とする。

(山田佐一君登壇、拍手)  
○山田佐一君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

本法案は、国家公務員の給與及び郵便料金、電信料金等の引上げに伴い、国会議員の歳費及び秘書の給與並びに通信費を増額するため、衆議院から提出されたものであります。本案の内容につきましても、先般衆議院関係小委員会において慎重に検討を加え、このたび法律案として提出されるに及び、改めて本委員会において審議いたしました結果、衆議院送付原案通り多数を以て可決すべきものと議決いたしました。

甚だ簡單であります。以上を以て御報告を終わります。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長 山縣勝見君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)  
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年十一月十七日  
衆議院議長 林 謙治  
参議院議長 佐藤尚武殿





昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 電力危機打開対策等に関する請願外十四件 議事日程追加の件 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 四二二

七県内に発生せる労働災害件数は九万余件で、その補償費は一億八千万円余りの多額に上つており、特に東北は多数の鉱山を有するので珪肺患者の発生も顯著なものとあります。然るにこれら災害者は、遠く東京労働病院、北海道整形外科療養所、或いは栃木珪肺療養所に收容されるのでありますが、その不利不便是甚だしいのみならず、これら病院自体も施設狭隘のため自県内の患者を完全に收容し得ない現況でありますから、速かに東北地方に省立の労働病院及び珪肺療養所を設立せられんことを要請しておるのであります。

委員会におきましては、審議の結果、願意妥當なるものと認めてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第六十九より第八十一までの請願及び日程第六百六より第八十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めませぬ。

す。電力問題に関する特別委員長栗山良夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○栗山良夫君 只今議題となりました請願二十二件及び陳情五件について、電力問題に関する特別委員会における審議の結果を御報告申し上げます。請願第七百六十六号、請願第七百五十二号、請願第八百五十二号、請願第八百八十五号、陳情第二百五号、陳情第九十三号、陳情第七十一号、陳情第九十七号及び陳情第九十四号は、全国的電力危機は、全産業は勿論、国民生活にも甚大な影響を及ぼしているから、火力用石炭及び重油の確保、電力ロスの軽減、電源開発工事の促進、地帯間電力融通の強化、使用制限の均等化等を図り、緊急にその打開策を講ぜられたいというのであります。

請願第六百六十四号は、公益事業委員会より発せられた通牒「渾水期における使用制限について」による受電能力容量を加味する制限方式を廃止されたいという内容であり、又請願第七十一号、第八十二号、第九十三号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第十号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十七号は、電力不安を除去するため国家資金による電源開発の即時実施、分断による各社の不均衡を是正するため電力供給の一元の運営の強化、及び公益事業委員会を民主的機関に即時改組されたいとの趣旨であります。

次に請願第六百五十五号は、電源開発促進のため、電源開発助成法の制定、電源開発金庫の設置等により開発を促進し、離島及び僻地に対して自家発電事業に対する融資、長期起債許可の措置をとられたいとの願意であり、請願第四十五号は、豊富な水力電源を急速に開発し、復興計画の実現を期し、又固有鉄道の電化を促進されたいとの趣旨であります。請願第七百五十三号は、新潟県阿賀野川水系須原発電所増強工事を早急に着手されたいとの内容であり、請願第六百六十五号は、電力不足を救うため、関川水系笹ヶ峰ダム建設の実現を図られたいというのであります。次に請願第四百八十八号は、宮崎県大淀川第一、第二、両発電所は、戦前、電気化学工業株式会社自家発電電所として建設されたものであり、電力不足が生産の一大障害となつて居るから、速かに復元されたいとの内容であり、又請願第五百七十九号は、電気事業にかかる公納金保証年限の延長と増額を図られたいとの趣旨であります。

請願第六百七十七号は、積算電力計は生産状況が上昇しているにもかかわらず、最近電力会社の購入が僅少となつて、積算電力計取付による電力の消費規正と需給合理化を停滞させて居るので、見返資金の融資の実現、電力会社の計画的発注、計器取付の促進等の措置を講ぜられたいというのであります。

請願第六百七十六号は、美容業者の電力使用量は僅少で、現在家庭用より使用している状況でありまして、現今の電力不足による損失は大きいので、許可制の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

以上の請願二十二件及び陳情五件につきまして、本委員会におきましては、政府関係者の意見をも徴して慎重

審議の結果、それらの願意はおおむね妥當と認め、これらを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

午後五時三十分休憩

午後五時三十分再開

○副議長(三木治朗君) 休憩前に引続き、會議を開きます。

〔参事に報告させます。〕

〔参事朗読〕

本日議長は、衆議院送付の左の内閣提案を郵政委員会に付託した。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

本日議長は、衆議院送付の左の内閣提案を郵政委員会に付託した。

金に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

第二條第一項中「東京市」を「東京都」に改める。

第三條第一項中「貿易組合連合会、信用金庫又は銀行」を「銀行又は信用金庫」に改め、同條第二項中「連合会」を削り、同條第三項中「又ハ貿易組合連合会」及び「又ハ所属連合会」を削り、「所属組合」を「其ノ構成員(構成員ガ事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム以下同シ)」に改め、同條第四項中「又ハ貿易組合連合会」を削る。

第五條第六号及び第十條中「又ハ所属連合会」を削る。

第七條第一項中「中小企業等協同組合、貿易組合又ハ貿易組合連合会」を「又ハ中小企業等協同組合」に改め、同條第二項中「又ハ連合会」を削り、「千口」を「一万口」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十三條中「第四百四十五号」を「第四百四十四号」に改める。

第二十七條第一項但書中「及貿易組合」を削る。

第二十八條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号中「所属連合会」を「其ノ構成員」に改め、同項第四号中「所属連合会」を「其ノ構成員ニ関スル保証業務」を「其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証」に改め、同項第六号中「貿易組合、貿易組合連合会、公共団体其ノ他」を「公共団体其ノ他」に改め、同項第七号中「セザル法人」を「其ノ構成員、公共団体其ノ他」に改め、同項第八号中「ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関」に改め、同項第九号中「又ハ所属連合会」を削る。

第二十八條ノ三を次のように改める。

第二十八條ノ三 商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第二十九條第一項第三号中「貿易組合、貿易組合連合会又ハ食糧管理団」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ短期貸付ヲ為スコト

第五十條第一項中「一年」を「三年」に、「千口」を「二十万口」に改める。

第五十一條中「百口以上千口以下」を「千口以上三万口以下」に改める。

第五十二條及び第五十三條中「十口以上五百口以下」を「千口以上一万口以下」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

古池信三君登壇(拍手)

古池信三君 只今議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につき、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知の通り、商工組合中央金庫は、中小企業者の協同組合に対する金融業務を目的として、昭和十一年に設立せられた国家的な性格の強い金融機関であり、中小企業金融にとり最も重要な機構の一つであります。然るに最近中小企業金融が行き詰りの状態を呈するに伴い、その対策の一つとして商工中金の機能の拡充強化を早急に実現

現する必要が生じて来たのであります。よつて今回衆議院議員の小金義照君ほか十八名により本改正法案の提出を見た次第であります。

いま、本改正の要点を申し上げます

第一点は、取引の対象を拡大すること、即ち従来預金受入の対象が中小企業等協同組合だけに限定しておりましたのを全商組合の構成員にまで拡張し、同時に貸付の対象が組合だけに限定せられておりましたのを組合の構成員にまで拡張することであり、

第二点は、業務範囲を拡充すること、即ち商工中金は銀行などに比べて業務範囲が種々制限せられておりましたのが、新たに先ず現行の荷為替手形の保証業務のほか一般の債務保証業務も行うこととし、又業務上の余裕金を例へばコールローンに活用するなどのように、銀行等の他の金融機関に貸付けができることにしたのであります。更に、公共団体、又は他の金融機関の業務の一部を代理できるようにすることであり、

第三点は、商工中金に対する一組の出資口数の制限を従来の一十口から十倍の一十口に引上げることであり、

当委員会におきましては慎重に審議をいたしましたのでありますが、その焦点になりました第一点は、たゞ十一月十五日の新聞紙上に掲載されました商工中金の融資に関する汚職事件の宛明であり、その第二点は、第二十八條の改正によつて、組合構成員より直接預金を受入れ、又直接に貸出を行ひ得るようになる点であり、

その第三点は、本法案と中小企業の年末金融難打開との関連性であり、

いわゆる汚職事件につきましては、四名の証人を喚問し、警視庁捜査当局並びに商工中金側の説明を求めたのであります。現在までのところ不正融資の事実はなく、ただ贈収賄については疑点を残しておるに過ぎないのであります。委員から、商工中金における綱紀粛正、殊に今回の改正によつて商工中金の業務が拡張されるので、一層その徹底を嚴重に要請したのであります。

第二点の組合員個人と直接の取引を許可することについては、これによつて協同組合の結束力に支障を来たさぬが、改正によつて得られる資金は結局他の中小企業金融機関に向うべき資金が流れを変えて商工中金に集まり、中小企業全体としての資金源充実とはならぬではないか、又このように民間資金を吸収する以上、理事、監事等の選任方法の改正の要はないか、かような点であります。政府側並びに提案者側からは、その心配は少く、役員らの任免方法も現状のままにして政府の監督を嚴重にするはうがよいとの答弁がありました。

第三点につきましても、本改正案が年末金融に對しては効果は薄いのではないかと、このことを中心に、大蔵大臣の出席を要求いたしました。中小企業の年末金融対策について政府の所信を質し、その善処を要望したのであります。右のほか注目すべき質疑応答が多かつたのであります。詳細は速記録を御覧願いたいと思ひます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、境野、佐多、島、松本、

山内の各委員より、それ、所属党派を代表して次のごとき希望を附して、

希望意見と申しますのは、この改正法案による商工中金の業務拡充その他を以て差し迫つた年末における中小企業金融逼迫に資するところは極めて少いと思はれるので、主として中小企業を対象とする金融機関の資金源充実に政府は意を用いられたいこと、殊に商工中金に對しては政府出資の増額又は商工債券の資金運用部資金による引受増加が望ましいこと、商工中金の業務拡張は即存の中小企業金融機関と競合するため、金融体系に若干の混乱を生ぜしめる傾向なしとなし、この点を配慮して中小企業金融の体系樹立を考究して欲しいこと、本法案の成立は、或る意味で商工中金の普通銀行化となるので、中小企業金融機関としての機能を果すよう監視を怠らぬこと等の諸点であります。

かくて討論を終り、採決に入り、

かくて討論を終り、採決に入り、

かくて討論を終り、採決に入り、

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 議事日程追加の件

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

四一三

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 職事日程追加の件 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一總会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案外二件 四一四

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長岩崎正三郎君。

〔審査報告書は都台により附録に掲載〕

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月二十八日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

第十八條(拂込、振替及び拂出の料金) 拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一 拂込

通常拂込

拂込金額千円以下の場合 十五円

同 千円をこえ、一万円以下の場合 二十五円

同 一万円をこえる場合 三十五円

電信拂込

通常拂込の料金と電信に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額

二 振替

通常振替 十円  
電信振替 通常振替の料金と電信に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額

三 拂出

通常現金拂 拂出金額千円以下の場合 二十円

同 千円をこえ、一万円以下の場合 三十五円

同 一万円をこえ、十万円以下の場合 五十円

小切手拂

拂出金額一万円以下の場合 十五円

同 一万円をこえる場合 三十円

電信現金拂

通常現金拂の料金と電信に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額

小切手拂に關する照會を電信でする場合における小切手拂の料金は、第一項に規定する料金の額と電信に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額とする。第十九條の見出し中「拂込及び拂出」を「拂込、振替及び拂出」に改め、同條第一項中「加入者が自己の

口座に拂込をし、「を」加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に拂込をし、「に」自己の口座に電信拂込をする場合には、七十円を加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に電信拂込をする場合には、前條第一項第一号の省令で定める金額に、「前條第二項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額」を同條第二項の省令で定める金額に改め、同條第二項中「加入者から徴収する。」の下に「この場合において、第三十九條但書の規定により制限額をこえて発行された拂出証書については、十万円又はその端数ごとに各別に拂出証書を発行したものとみなして料金を徴収する。」を加え、同條第五項中「電信現金拂の料金」を「電信振替の料金、電信現金拂の料金」に改める。

第二十九條第二項中「通常拂込の料金」を「通常拂込の料金及び加入者が自己の口座に拂込をする場合における拂込の料金」に改める。  
第三十九條を次のように改める。  
第三十九條(拂出証書の金額の制限) 拂出証書の金額は、一枚につき、十万円以下とする。但し、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求に対して発行する拂出証書については、この限りでない。  
第四十九條第二項中「十円」を「二十円」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
- 2 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十八條第二項及び第三十九條第二項中「十円」を「二十円」に改める。

〔岩崎正三郎君發壇、拍手〕

○岩崎正三郎君 只今議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由及びその内容を御説明いたします。この改正案の骨子は、最近における人件費及び物件費の高騰に伴うところの経費の不足を補うために、郵便振替貯金に關する料金の引上げを行い、又拂出金額の制限額を引上げて利用者の利便を図ろうとするものであります。その第一点は、拂込、振替及び拂出の料金と拂出証書の再交付の料金を總体において約二割四分引上げようとするものであります。第二点は、従来加入者が自己の口座に拂込む場合、拂込料金を免除し又は低減しているのではありませんが、この規定を悪用して料金の逸脱を図る者があるため、料金免除又は低減は加入者があらかじめ指定しておられるところの一つの郵便局においてする拂込の場合にこれを限定しようとするものであります。第三点は、現在加入者の差出すところの拂出書の金額は原則として一枚につき一万円までとなつておるのであります。これを無制限としたし

して、又拂出請求によつて口座所管庁の発行する拂出証書の金額を現在の一万円から十万円に引上げようとするものであります。

本法案の審査に關しましては、各委員より、振替貯金制度の利用を積極的に周知勧奨する必要があるか、又振替貯金の利子引上げの必要はないか、拂出証書の最高限度を十万円とした根拠如何など、当局との間に熱心な質疑応答がございましたが、その内容は速記録によつて御覽を願いたいと思つておりました。

かくて質疑を終りまして、討論に入り、中川委員より賛成の討論がありまして、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上を以て御報告を終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、(以上いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「政府は」を「1 政府は」に、「四十一億六千六百六十四万五千円」を「百四十三億四千八百六十六万一千円」に改め、本則に第二項として次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定による繰入金のうち百億円を限り、後日食糧管理特別会計から、予算の定める

ところにより、一般会計に繰り入れなければならない。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本専売公社法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

日本専売公社法の一部を改正する法律案  
日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項を次のように改める。  
2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

第二十三條第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。  
5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年十一月二十九日  
衆議院議長 林 謙治  
参議院議長 佐藤尚武殿

〔小学及びVは衆議院修正〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得に対する同法第十七條又は第十八條を」又は配当所得に対する同法第十七條、第十八條又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九條、第二項に改め、同條第二項中「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配」に改める。

第五條第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削り、同條第二項中「又は退職所得」を削る。

第五條の二第二項及び第五條の三第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削る。

第五條の四第二項中「退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額」を「昭和二十五年の同項に規定する期間中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額、昭和二十六年中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額」に改め、同條第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。給與所得又は退職所得」と読み替えるものとするに改める。

第五條の五第一項中「所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書を、青色申告書(所得税法第二十六條の三第一項に規定する青色申告書をいう。以下第五條の七において同じ。)」に改め、「本條中」を削り、同條第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六を第五條の九とし、第五條の七を第五條の十とし、第五條の八を第五條の十一とし、第五條の五の次に次の三條を加える。

第五條の六 青色申告書(法人税法第二十五條第一項に規定する青色申告書をいう。以下本條及び第五條の八において同じ。)を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年内の日を含む各事業年度につ

十分の三に相当する金額を控除した金額)に改め、同條第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。この場合において、同項中「給與所得」とあるのは「給與所得又は退職所得」と読み替えるものとするに改める。

いて同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該機械等の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。)においてなした当該機械等の償却額が同項の規定により計算した償却範囲額(本項の償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算しない前の金額)に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足を生じた事業年度後当該事業年度直前の事業年度までの所得の計算上総益金から控除されなかつた金額とする。

第五條の七 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十條の三に規定するたな卸をなすべき資産(以下本條中たな卸費

産という)の価格の低落に因る損失に備えるため、その年十二月三十一日において当該個人の有価証券以外のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該個人のたな卸資産たる証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。)に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の合計額が同日における当該有価証券の合計額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表されたその年十二月中の毎日の最終価格の平均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額(以下本條中繰入限度額という)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年の事業所得の計算上、これを必要経費に算入する。

前項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌年の事業所得の計算上、これを繰入金金額に算入する。

第一項の規定は、所得税法第二十六條又は第二十六條の二の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額を必要経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に価格変動準備金勘定の記載がある貸借対

照表及びその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度を除く)において、法人税法第九條の七に規定するたな卸をなすべき資産(有価証券を除く。以下本條中たな卸資産という)又は証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。以下本條中有価証券という)の価格の低落に因る損失に備えるため、当該事業年度終了の日において当該法人のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該法人の有価証券に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の合計額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額(以下本條中繰入限度額という)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は当該繰入をなした事業年度の法人税法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定により法人税法によ

る所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法による所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第八條から第二十一條までの申告書に、価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第九條に次の一項を加える。

森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法第二條第二号の二の規定により資金の貸付をなす場合における抵当権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該資金の貸付に係る旨を証明されたものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法にかかわらず第十四條第一項中「収用されたを」を補ひ、同條第二項中「前項」を第一項及び前項に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、基準日において個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき特別都市計画法若しくは都市計画法により土地改良法により土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換に因り清算金を取得するときに、これを準用

する。この場合において、同項中「当該補償金の額(当該収用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)」とあるのは「当該清算金の額」と読み替へるものとする。

前二項の場合において、収用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するとき、命令の定めるところにより、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ収用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

第十五條第一項中「収用されたを」を「収用され補償金を取得する」に改め、同條第三項中「第二項」を「第四項」に、「前項第一号」を「第二項第一号及び前項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「収用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替へるものとする。

第一項及び前項の場合において、收用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ收用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同條の次に次の三條を加える。

第十六條 個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地收用法等により土地等の收用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地地区画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利については換地処分若しくは交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき(補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む)は、所得税法第九條第一項又は資産再評価法第九條第一項の規定の適用については、第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地又は土地の上に存する権利に係る收用、換地処分又は交換に因り取

得した土地又は土地の上に存する権利につき当該收用、換地処分又は交換の後譲渡、相続、遺贈又は贈與があつた場合において当該譲渡、相続、遺贈又は贈與に因り所得税法第九條第一項の規定により所得を計算するとき、又は資産再評価法第九條第一項の規定により再評価を行うときは、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期とみなす。

第十七條 所得税法第五條の第二項並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條第一項の規定は、国又は地方公共団体に対する贈與若しくは遺贈については、これを適用しない。

第十八條 所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項及び第二項の規定は、信託会社(信託業務を専ら行ふことを以て、以下同じ)がその引き受けた証券投資信託の信託財産に屬する株式又は出資について支拂を受ける利益の配当又は剰余金の分配に因り所得については、これを適用しない。

前項の規定は、信託会社が、当該株式又は出資がその引き受けた証券投資信託の信託財産に屬する旨を示して、その利益の配当又は剰余金の分配の支拂をなす者の備え付けの帳簿にその名称及び主たる事務所の所在地その他命令で定める事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間内に当該株式又は出資について支拂を受けるべき利益の配当又は剰余金の分配に因り所得については、これを適用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「法」といふ)第五條の四第二項の規定は、この法律施行後支拂を受ける退職所得につき適用する。

3 法第五條の六の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

4 法第五條の七の規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。但し、昭和二十七年分の所得の計算につき同條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へるものとする。

5 法第五條の八の規定は、法人の法人税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)により改正された法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十七條第一項第一号の規定の適用を受ける事業年度分の法人税から適用する。但し、同号の規定がその日以後終了する事業年度分の法人税から適用されることとされたその日以後六月の期間内に終了する事業年度につき法第五條の八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十八・五」と読み替へ、その日以後六月を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へ、その日以後一年を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十六」と読み替へるものとする。

6 法第十四條第二項及び第三項、第十五條第三項及び第四項並びに第十六條の規定は昭和二十六年一月一日以後收用、換地処分又は交換があつた場合、法第十七條の規定は同日以後遺贈又は贈與があつた場合について適用する。

7 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間に、特別都市計画法、都市計画法又は土地改良法の規定により換地処分又は交換があつた土地又は土地の上に存する権利については法第十五條第三項の規定により再評価を行った場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、法第十五條第三項において準用する同條第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

8 当分の間、法第十四條第二項及び第十六條第一項中「土地改良法により土地改良事業」とあるのは「土地改良法により土地改良事業が施行され、若しくは土地改良法が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業」と読み替へるものとする。

9 法人税法の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「その被合併法人の確定法人税額に六(当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは、当該期間のうちその合併後の期間の月数)を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額を左に掲げる金額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合において、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額に乘じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額に乘じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

○平沼瀧太郎君等、拍手

○平沼瀧太郎君 只今上程になりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律 四一七

に關する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一は、昭和二十五年年度において農業災害補償法に基く農作物共済にかかると共済掛金の消費者負担分の増加に相当する金額一億八千七百一十六千円を食糧管理特別会計が負担することとなり、これに相当する金額を一般

會計が同特別会計に繰入れたこととするものであります。第二は、食糧の消費者及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生ずる食糧管理特別会計の支拂資金の一時的不足額を補填するため、百億円を一般會計から食糧管理特別會計に繰入れをいたすこととあります。なお、支拂資金の一時的不足を補填するための百億円につきましては、後日食糧管理特別會計から予算の定めるところによつて一般會計に繰戻すこととなつております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。本案は、今回国家公務員の休職に關する規定が整備せられますので、この機会に日本専売公社の職員に關する規定を整備しようとするものであります。即ち休職の期間については、職員が心身の故障のため長期の休養を要する場合における休職の期間は、従來滿一年となつておりますが、これを三年を越えない範囲内で休養を要する

程度に於ては給與が定めらるることに改め、又休職の期間中の給與については、おむね国家公務員の場合と同額の給與を支給することに改めようとするものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入り、清澤委員から反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。本案は、最近における経済情勢の急激な変動に鑑み、企業の有する棚卸資産及び有価証券について、新たに価格変動準備金制度を創設して、これらの資産の価格の低落による損失に備えることとしたほか、土地区画整理又は土地改良事業が施行せられた場合の課税の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

以下その概要を申し上げますと、先ず価格変動準備金制度についてであり、この制度は青色申告書を提出する個人又は法人に対して認められるものであり、その所有する棚卸資産及び有価証券について、一定限度において価格変動準備金勘定に繰入れた金額を、個人又は法人の所得の計算上必要経費又は損金に認めることとなつております。次に、土地区画整理又は土地改良事業が施行せられた場合の課税の特例についてであり、換地処分又は交換によつて清算金を取得したときは、清算金の額を再評価額として資産再評価税を課税し、所得税及び法人税は課税しないこととなつております。なお、このほか、国及び地方公共

団体に對して贈與及び遺贈があつた場合に、資産再評価税及び譲渡所得税を課税しないこととし、又森林法により立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法によつて伐採調整資金の貸付が行われた場合の抵当権の取得の登記については、その登録税を現行の債権金額の千分の六・五を千分の一に軽減し、外国人が對外支拂手段の提供によつて取得した株式の配当等に対する源泉徴収税率を百分の十に軽減し、又外国人に対する退職所得の課税の特例を廃止する等の措置が講ぜられております。而して本案は衆議院において、証券投資信託の信託財産に屬する株式又は出資について、支拂を受ける利益の配当又は剰余金の分配による所得に對しては、源泉徴収をしないこととする趣旨の一條を追加修正せられております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院修正の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず食糧管理特別会計の歳入不足を補ふるための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本専売公社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

(第二十條―第二十六條) 水産動植物の種苗の確保(第二十七條・第二十八條)

第三章 水産資源の調査(第二十九條・第三十條)

第四章 補助(第三十一條)

第五章 雑則(第三十二條―第三十五條)

第六章 罰則(第三十六條―第四十一條)

附則 第一章 總則 (この法律の目的) 第一條 この法律は、水産資源の保護増養を図り、且つ、その効果を將來にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄與することを目的とする。

第二條 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。(適用範囲) 第三條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と通接して一体を成すものには、この法律を適用する。

- 二 水産動植物の販売又は所持に關する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に關する制限又は禁止
- 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に關する制限又は禁止
- 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に關する制限又は禁止
- 六 水産動植物の移植に關する制限又は禁止
- 2 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 3 前項の罰則に規定することができるときは、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 4 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動植物の没收並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができ、ない場合におけるその価額の追徴に關する規定を設けることができる。
- 5 農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十四條第一項(海区漁業調整委員会の設置)に規定する海面に係るものにあつては、当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会(当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海区の海区漁業調整委員会)の意見を、同法第二百二十七條(内水面における第五種共同漁業の免許)に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

(漁法の制限)

第五條 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獸捕獲のためにする場合、この限りでない。

第六條 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第二百二十七條に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七條 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

(公共の用に供しない水面)

第八條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は

第三條の水面に通ずるものには、政令で、第四條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

(許可漁船の定数)

第九條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項(漁業調整に關する命令)及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、省令で、当該漁業に従事することができ、漁船の隻数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的條件を総合的に勘案しなければならない。

3 農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。(定数超過による許可の取消及び変更)

第十條 前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に關する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の

期日を指定しなければならない。

一 各漁業者が当該漁業の種類及び水域につき許可を受けている漁船の隻数

二 当該漁業に従事する漁船の航海度數、主たる操業の場所、操業日數、網入數、漁獲數量その他の操業状況

三 賃金その他の給與等の労働條件

四 各漁業者の經濟が当該漁業に依存する程度

2 農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

5 前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

6 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次條の規定により補償金の總額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(損失補償)

第十一條 政府は、前條第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

3 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

4 補償金交付の方法は、政令で定める。

5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。

(漁業従事者に対する措置)

第十二條 第十條第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同條第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいゝる者及び当該漁船のために陸上作業をしていゝる者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。(漁獲限度)

第十三條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別

昭和二十六年十二月二十九日 参議院會議録第二十五号 水産資源保護法案



3 前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行われなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物について

て権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き、農林大臣は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならない。

8 前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

(内水面におけるさけの採捕禁止)  
第二十五條 漁業法第二百二十七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基づく省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)  
第二十六條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗の確保  
(届出の義務)  
第二十七條 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)  
第二十八條 農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同條に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

第三章 水産資源の調査  
(水産資源の調査)  
第二十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関する科学的調査を実施しなければならない。

2 農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(報告の徴収)  
第三十條 農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

第四章 補助  
(補助)  
第三十一條 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に

対し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者(第二十四條第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く)が、当該水面において、第二十三條第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

二 国以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

第五章 雑則  
(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導員)  
第三十二條 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基く命令の履行に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)  
第三十三條 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。

(水産資源保護部会)  
第三十四條 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴訟)  
第三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした行政庁の処分不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。

第六章 罰則  
第三十六條 第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第十八條第一項の許可を受けずして、同項の工事をした者

二 第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第二十四條第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十五條の規定に違反した者

第三十八條 第三十六條又は前條第四号の場合において、犯人が所有する漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収することができる。

第三十九條 第三十六條又は第三十七條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号 水産資源保護法案

一 第二十三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六條、第三十七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第二十四條、第三十二條、第三十四條及び第三十七條第三号の規定並びに第三十九條及び第四十一條の規定中第三十七條第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならぬ。

2 この法律施行の際現に第二十七條に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。

3 第四十條第二号及び第四十一條

の規定は、前項の場合に準用する。

4 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)第二條第二項」を「水産資源保護法(昭和 年法律第 号)第九條第一項」に改める。

第六十五條第一項中「水産動物の繁殖保護、」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水産動物を、及び漁具」に改める。

第六十八條から第七十一條までを次のように改める。

第六十八條から第七十一條まで削除  
第七十三條中「第六十五條(漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一條まで(漁法の制限及びさく、河魚類の保護)の規定並びにこれら」を「第六十五條(漁業調整に関する命令)の規定及びこれ」に改める。

第六十三條第三項第二号中「五人を十人」に改める。  
第三十八條第六号及び第三十九條第三号を削る。  
水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)は、廃止する。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕  
○木下辰雄君 只今議題となりました

水産資源保護法案につきまして、水産委員会における審議の経過及びその結果につき御報告いたします。

この法案の提案理由について簡単に申し上げますと、由来我が国は四面海に囲まれ、特に水産業には地理的に恵まれた環境にありまして、水産の資源は無盡蔵であると考えられるほど豊富であつたのであります。然るに戦争中から戦後にかけて不適當なる漁獲を行なつて来た一方、他産業との関係におきまして水質の汚濁その他人為的障害の影響を受けまして、最近まで無盡蔵であると思つておりました我が国沿岸の水産資源は年と共に荒廃して参りました。その上に、戦後漁業者の人口が著しく増加いたし、漁船の數も勢い増加いたしましたために、漁獲量がだん／＼減少するに至つたのであります。この実情を正しく認識し、速かに水産資源保護に對し万全の策を講じないならば、遂には資源を枯渇せしめ、漁業の悲運を招来して、悔いを百年に残すばかりではなく、水産業を破滅に陥れる危険さもあるものであります。ここに適當なる対策を立て、適正なる最高漁獲量を恒久的に確保することが最も必要なる事情から申しまして、現下我が国の水産特に隣接国との漁業協定から考えましても、看過することのできない極めて重要な刻下の喫緊事であると確信するものであります。これは、もとより、現行漁業法に基く水産動物の繁殖保護、取締規則の勵行を期するは当然でありまして、もはや、このような消極的な方法によつて、水産資源の枯渇を防止して、資源の確保を図らんとすも、これは余りにも遅きに失する感があるものであります。従いまして、これが対策として、一刻も早く積極的な水産資源の保護増産を図ることが、我が水産業を救ふべき道であると考えられるのであります。而してこの目的達成のためには立法的措置によつて水産資源を保護せんとすることが本法案提出の理由であります。而してこの法律案は、衆参両院の水産委員会の共同調査及び立法事項として、昭和二十五年四月以来、衆参両院の水産委員会が中心となりまして、それに業界各層の意見も十分取り入れて作成し、更に両院協議の上、今回衆議院から提案されたものであります。

次に本法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

その第一点は、農林大臣又は都道府県知事は水産動物の保護増産の必要上、水産動物の採捕、販売、移植を初め、有害物の遺棄又は漏泄、その他保護増産に副わぬものには、制限又は禁止をできるように規定してゐるのであります。

第二点は、農林大臣は水産資源の保護のため必要があると認めるときは、許可漁船の定数を定め、若し定数を超過している場合には許可の取消及び変更ができるようにいたし、又漁業の種類、漁獲物の種類及び水域別に漁獲の年間の最高限度を定めて、関係者又はその団体に勧告することができるよう規定したのであります。

第三点は、農林大臣は、水産動物の産卵場、稚魚の生育する海面等を保護水面に指定し、管理計画を立て、知事に運営せしむることとしたし、又、大臣は「まけ」ますの人工孵化放流を実施し、保護するよう規定したのであります。

第四点、農林大臣は水産動物の種苗の確保のためその生産及び配付につき指示できるようにすると共に、資源の保護増産に必要と認められる漁業には科学的調査をしなければならぬようにしたのであります。なお、本法案には、漁業法中の水産資源保護に関する條項十二カ條及び水産資源枯渇防止法の全部を包含いたしておるのであります。従つて水産資源枯渇防止法は廃止となります。

以上が本法案の概要であります。而して本法案は本月二十二日及び二十四日の委員会におきまして慎重審議を重ねましたが、質問応答の内容等につきましては、速記録を御覧願ひたいと思ひます。但し、一つだけを申し上げます。本法第十八條は、保護水面の区域内において埋立若しくは浚渫の工事、又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を來す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けねばならぬ。こういうふうになつておりますが、河川法等との関係はどうであるか」といふ質問がありました。これに對して政府は、「この保護水面というものは魚介類の産卵、育兒の重要な海域である。これを十分に保護しなければ沿岸漁業の増産を來す才慮がある。河川法等の関係については十分に協議をして、万運算なきを期するつもりである」との答弁がありました。又「他省との関係については、政令を定める際に十分検討して、法の円滑なる運用を期するつもりである。」という答弁があつたのであります。その他の質疑応答は先に申し

ましたように速記録によつて御覽願いたいと思ひます。

而して討論に入りましたところ、各委員から、目下日米加三国の漁業條約の会談が進行しているが、この会談の骨子は水産資源の保護培養にある。これに鑑みても、この法案は我が国として一日も早く成立せしめて、他国に對し日本の漁業政策を明らかにする必要があるという賛成意見、又、この法律は漁業法と並んで我が水産業の進展に極めて重要な意義を有する内容であるが、他省との關係又は他の法律との關係もあるから、その運営に當つては本法の趣旨を十分に体して、空文に終らないように当局の努力を切望するといふ意見を付した賛成がありました。かくて討論を終了し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 本法案に對し、小林英三君外二十八名より修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨の説明を求めます。小林英三君。

水産資源保護法案に対する修正案  
右の修正案を成規により提出する。  
昭和二十六年十一月二十九日

- 発議者
- 小林 英三 古池 信三
  - 中川 以良 石原幹市郎
  - 小野 義夫 加藤 武徳
  - 島津 忠彦 石川 榮一
  - 山縣 勝見 岡田 信次
  - 小林 亦治 田中 一
  - 波多野 鼎 松浦 清一
  - 東 隆 佐々木良作
  - 鈴木 清一 水橋 藤作

境野 清雄 小川 久義  
竹中 七郎 油井賢太郎  
前之園喜一郎 三輪 貞治  
佐多 忠隆 赤木 正雄  
内村 清次 小酒井義男  
山川 良一

参議院議長佐藤尚武殿

水産資源保護法案の一部を次のように修正する。

8 農林大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する省令又は規則であつて、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一條(適用河川)に規定する河川(同法第五條准用河川)の規定により同法が准用される水流、水面又は河川を含む。以下「河川等」という。

又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二條(指定土地)の規定により主務大臣が指定した土地(以下「指定土地」という。)に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

9 農林大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

第十八條の見出しを(「工事の制限等」)に改める。

第十八條第一項中「保護水面の区域内において」を「保護水面の区域(河川等、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二條第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域(その区域外百

メートル以内の区域を含む。若しくは同法第五十六條第一項(港湾区域の定めない港湾)に規定する水域(以下第四項において「港湾区域」と総称する。)に係る部分を除く)内において」に改め、同條に次の三項を加える。

3 建設大臣又は地方行政庁は、河川等若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第十七條から第十九條まで(河川使用の許可等)の規定による許可若しくは砂防法第四條(指定土地における一定行為の禁止、制限)の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

4 運輸大臣又は港湾管理者(港湾法第二條第一項(港湾管理者の定義)に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者の長が同法第三十七條第一項(港湾区域内の工事の許可)の規定による許可をし、同條第三項(港湾区域内の同等の工事についての特例)の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六條第一項の規定による許可をし、同條第三項(港湾区域の

定めない港湾への準用)の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者の長が同法第五十八條第二項(公有水面埋立法との關係)の規定により公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、運輸大臣、港湾管理者の長又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

5 保護水面の区域内において水産動物物の保護培養のため必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣は、政令の定めるところにより、建設大臣若しくは地方行政庁又は運輸大臣、港湾管理者の長若しくは都道府県知事に對し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に關し必要な勧告をすることが出来る。

第二十四條第七項中「農林大臣」の下に「又は第四項の当該申請者」を加える。

第三十五條に次の但書を加える。

但し、第十一條第五項又は第二十四條第五項の規定により訴を提起することが出来る場合は、この限りでない。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 私、この際、只今上程になりました水産資源保護法案に對する修正案の提案理由につきまして御説明申し上げたいと存じます。

修正案の内容につきましては、お手許に配布されております印刷物によりまして御覽を願ふこととし、この際、朗読を省略させて頂きたいと存じます。

我が國産業の大宗であります漁業の発展に寄與いたしますことを以てその提案理由といたしておきます。水産資源保護法案の趣旨につきましては、衷心より賛意と敬意を表するものであります。ただその内容に關し、若し運用を誤るときは、他の産業並びに施設の上におきまして重大なる影響を及ぼしはしなかつと考へられる点がございまして、修正案はこの点を法文の上にも明らかにいたしておきまして、本法案の円滑なる運用に寄與いたしたい所存であるのであります。

即ち第一点といたしましては、原案第四條第四号及び第五号に關するものであります。この点、修正案におきましては、河川法、砂防法との調整を図るために別に一項を設けることといたしましたのであります。なお、原案第四條第四号は、水産動物物に有害な物の遺棄又は漏泄、その他水産動物物に有害な水質の汚濁に關する制限又は禁止に關する省令又は規則を定める権限を、農林大臣又は都道府県知事に與えんとする條項でありまして、これは水産資源の保護培養の見地からいたしまして十分理解ができる事柄であります。従いまして我が國の紙工業者にお

四三三

きまして、非常はこの水質汚濁の問題につきましては従来より十分考慮が拂われ、又折角鋭意研究中のものもあり、或いは施設によりまして、これが除去に努力が拂われておるのではあります。ただ本法案の通過によりまして、仮に、かかる制限又は禁止に関する省令又は規則を定める権限が農林大臣又は都道府県知事にのみ與えられ、一方的にその発動を見るがごとき場合におきましては、鉱工業者の努力もために水泡に帰し、我が国鉱工業の発展に重大なる支障を来たす虞れがあるものであります。よつて本修正案におきましては、農林大臣が右のごとき省令を定め、或いは同條同号に関する規則につきまして都道府県知事に認可を與えようとするような場合におきましては、あらかじめ鉱工業の主管大臣である通産大臣と十分協議して、妥當なる結論を得た上において決定することゝ適當であると考へたのであります。

第二点は、本法案第十八條についてでございますが、同條は第十五條以下に規定されます保護水面内の工事制限に関するものでありまして、原案におきましては、保護水面内における埋立、浚渫、水路工事、即ち治水、砂防に関する工事及び河川の流量、水位の変更を来たす工事、即ち水力発電、灌溉、水道等の各種の利水工事、これらをなさんとする者は、政令の定めるところによりまして、当該保護水面を管理するところの都道府県知事又は農林大臣の許可を受けねばならぬことに相成つておるのであります。而も原案の第十五條によりまして保護水面なるものは、農林大臣の指定するところでありまして、申すまでもなくこの保護水面

は河川法の適用河川又は準用河川並びに砂防法による指定地に對しては、設定されることも勿論あるわけでございます。然るに、すでに前述のごとき各種工事の制限というものは、河川法第十七條乃至第十九條並びに砂防法第四條によりまして規制せられておるところでありまして、かくては当該工事は建設大臣並びに農林大臣の二者によつて二重の許可を得なければならぬ結果に相成りまして、これが運用を誤るときは極めて複雑なる手続の下に悩まねばならぬことも予想されるのであります。今日災害復旧工事の促進或いは電源の開発等は現下の国家的要請でございます。このような情勢下におきまして、河川に関する諸施設をかかる二重の規制の下に置くことは策を得たるものとは認めがたいのであります。よつて工事の制限に関しては、適用河川又は準用河川並びに砂防指定地は第十八條の制限からこれを除外するを適當と考へるのであります。さりながら、一方的に治水、利水の立場のみを強調いたしましたとしても、本法案の目的に副わない場合も考えられますので、かかる水面が本法案のいわれる保護水面に該当いたします場合におきましては、工事の施行又は許可に關しまして、建設大臣又は地方行政庁は、あらかじめ当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議して、万遠算なきを期せしむることを適當と認めたい次第でございます。

更に第三点といたしましては、第十八條に關連いたしましたは、本條項と港灣工事施行の調整を図る必要があるの

保護水面における港灣工事に關しましては、許可の食い違ひを避けるために、関係者の協議に待つことに修正をいたし、その他、原案第二十四條及び三十五條中、法律上不備の点につきまして多少の修正をいたした次第であります。

即ち本修正案は、以上申しましたごとく、水産資源の保護に關しては十分にこれを支持し、尊重し、これに加うるに鉱工業の発展及び水の一体性を考慮いたしましたのでありまして、本法案の円滑なる運用に寄與せんとするものであります。この点、十分御察察の上、本修正案に御賛成あらんことを切に希望いたします。本修正案の提案理由の説明をいたす次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 修正案に對し討論の通告がございます。発言を許します。栗山良夫君。

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今上程になりました水産資源保護法案及び同一部修正案に對しまして、日本社会党第二控室を代表いたしました。修正案及び修正部分を除いた原案に對して賛成をいたすものであります。

水産資源保護法案の立案趣旨であります水産資源を保護培養すること、我が国漁業の國際的信用を回復いたしますることには、衷心より賛意を表する次第であります。ただ、その内容につきまして、以下述べます二つの條項につきましては、その運用の如何が我が国鉱工業の発展及びその基盤である電源開発に重大なる影響を及ぼす虞れがありますので、修正の必要を認めるものであります。

第一点は、第四條第一項第四号でありまして、同規定によりまして、農林大臣又は都道府県知事は、水産資源保護の見地から、省令又は規則を以て水産動植物に有害なもの、遺棄又は漏泄その他水産動植物に有害な水質の汚濁に關しては、制限又は禁止をすることができるとなつております。我が国の鉱工業者はこの水質汚濁防止に關しまして目下懸命に研究し努力を傾けておるのでありまして、鉱工業方面によつてこの防止が漸次実現しつつあるのであります。然るに、この際直ちに水産資源保護の見地のみから制限禁止を行はしめる場合には、我が国鉱工業の発展に重大なる支障を来たす虞れが多分にあるのであります。よつて、この制限禁止の省令又は規則を定め又は認可をしようとしたときには、農林大臣又は都道府県知事と十分協議いたしました。鉱工業の発展と水産資源保護との二つの目的を調和的に達成し得るようにする必要がございます。これ故に、第四條の原案に反對をいたし、修正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

第二点は、第十八條でございます。同規定によりまして、保護水面に指定された区域内では、水力電源開発のためにする埋立、浚渫工事、水路、河川の流量若しくは水位の変更工事につきましては、政令の定めるところによりまして、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならぬのであります。又これらにつきまして、許可を受けないでなされた工事が当該保護水面の管理に著しい障害を及ぼすと認めましたときは、当該工事の施行者に

對しまして、当該工事の変更若しくは当該水面の原状回復が命ぜられることとなつておるのであります。第十五條によりまして、河川法の適用河川又は準用河川の水流水面につきまして、保護水面が指定され得るわけでありまして、これらの水流水面につきましては、河川法第十七條乃至第十九條によりまして、すでに前記各種工事についての規制があります。本法案によりまして更に規制を受けるということになりまして、当該工事は建設大臣並びに農林大臣の二者により二重の許可を受けなければならぬこととなるのであります。電源開発の急速な實現が現在国家的に要請せられております。然るに、一方では水産資源保護の目的で、他方では水の利用、治水等の河川管理の目的を以ちまして、この目的を異にする二重の規制が加えられることになりまして、水力電源開発工事について、それらの立場からの各種の制限が加えられ、又許可を得るのに長い日子を要する虞れがあらざりまして、電源開発の急速な實現に重大なる支障を招く虞れがあるのであります。よつて保護水面の区域内における水力電源開発工事の許可に際しましては、従来からの河川管理者たる建設大臣又は地方行政庁は、あらかじめ当該保護水面を管理する都道府県知事若しくは農林大臣に協議をいたしまして、電源開発に支障を及ぼす必要があるものであります。この故に、第十八條の原案に反對をいたしまして、修正案に賛成をいたすものであります。

最後に、同一の河川水面につきまして、本法案による水産資源の保護のほか、河川法による治水及び利水、工



昭和二十六年十一月二十九日 参議院會議録第二十五号

石原幹市郎君	山崎 恒君
紅露 みつ君	深川タマエ君
木内キヤウ君	池田宇右衛門君
大島 定吉君	那 祐一君
川村 松助君	竹中 七郎君
有馬 英二君	油井賢太郎君
山田 佐一君	西山 龜七君
堀 末治君	國 伊能君
櫻内 義雄君	三好 始君
西田 隆男君	泉山 三六君
平岡 市三君	小林 英三君
栗栖 越夫君	林屋龍次郎君
櫻内 辰郎君	鬼丸 義齊君
永井純一郎君	カニエ邦彦君
片岡 文重君	門田 定藏君
堂森 芳夫君	松永 義雄君
齋 武雄君	野濤 勝君
原 虎一君	加藤シヅエ君
山田 節男君	三橋八次郎君
岩崎正三郎君	田中 一君
村尾 重雄君	島 清君
小酒井義男君	栗山 良夫君
深川榮左エ門君	菊田 七平君
大野 幸一君	松浦 清一君
相馬 助治君	小林 亦治君
森崎 隆君	吉田 法晴君
大隈 信幸君	前之園喜一郎君
岩木 哲夫君	岩男 仁藏君
中村 正雄君	山下 義信君
波多野 鼎君	駒井 藤平君
小川 久義君	境野 清雄君
木内 四郎君	稻垣平太郎君
棚橋 小虎君	吉川末次郎君
小泉 秀吉君	須藤 五郎君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
成瀬 幡治君	重盛 壽治君
山花 秀雄君	岡村文四郎君
東 隆君	森 入三一君
梅津 錦一君	江田 三郎君

千田 正君	三浦 辰雄君
石川 清一君	羽生 三七君
荒木正三郎君	内村 清次君
佐多 忠隆君	堀木 謙三君
松原 一彦君	羽仁 五郎君
高田なほ子君	矢嶋 三義君
佐々木良作君	小笠原二三男君
菊川 孝夫君	榊 繁夫君
金子 洋文君	和田 博雄君
館 哲二君	

國務大臣  
 農林大臣 根本龍太郎君  
 通商産業大臣 高橋龍太郎君  
 運輸大臣 山崎 猛君  
 郵政大臣 佐藤 榮作君  
 電気通信大臣 益谷 秀次君  
 國務大臣 益谷 秀次君

政府委員  
 法務政務次官 高木 松吉君  
 大蔵政務次官 西川甚五郎君  
 農林政務次官 島村 軍次君

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十 円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
印刷 刷 行  
電話九段掛一五五  
郵便東京一九〇〇〇官報局